

<翻 訳>

王欣(Wang Xin):過激主義反対の観点からみた 過激化除去の中外比較研究

— 王欣:反極端主義視角下的中外去極端化比較研究 — (2018)

鈴木敬夫 訳

A Comparative Study on De-radicalization between China and Foreign
Countries from Perspective of Counter-Extremism — Wang Xin

目 次

1. 序 言
2. 国外における過激化の概念、帰因及び対応
3. 我が国における過激化の概念及び政策
4. 過激主義反対の視角下における過激化の概念の中外比較対照
5. 結び：過激化除去から過激主義反対へ

訳者あとがき

王欣による要旨

テロ活動の思想的根源は過激主義思想である。西洋の諸国では「過激化除去」を掲げて、過激主義思想に惑わされた人びとを救おうとした。それぞれ違いはあるものの、「過激化は個人の思想が変化する過程である」という点においては、西洋の学術界では見解が一致している。『新疆ウイグル自治区過激化除去条例』（ここにいう「過激化除去」とは中国語の「極端化」であり、以下では「過激化除去」と訳す：訳者）では、過激は一種の「言論と行動」であると定義づけられており、国外の過激化の定義とは明確に区別されている。にもかかわらず、国内の多くの研究では、その二者

に内包している区別を無視した。中国と外国の過激化、過激化除去という概念に内包されている共通点と相違点を整理して比較することにより、この二つの用語に中国の国内外を問わず混同があり、異なった理解が見られることや、さらに中国では同一用語が異なった多くの分野で混用がなされ、このような混用は過激化除去の工作の目的とその本質に対するわれわれの認識を妨げていることがわかる。したがって、過激主義に反対する観点の下において、この二つの用語に内包されていることがらについて、それらが過激主義とどのように関係しているかを明らかにする必要がある。過激主義に反対する観点の下でみてこそ、「過激化」という概念の中外の共通点と、相違点をよりよく説明することができる。また、「過激化」はある宗教の特有な現象ではなく、互いに対立する過激主義思想は相手側の群衆の過激化を刺激する、ということが明確になった。そのため、犯罪者の改造、宗教管理、社会思想の予防の工作における「過激化」の概念を区別しなければならない。そして、社会予防の性質を帯びた過激化除去の概念を、より普遍性のある過激主義反対にまで高めねばならない。

【キーワード】 過激主義 過激化 過激化除去 中外比較

Wang Xin: Abstract

The root cause of terrorism activities is extremism. De-radicalization is a concept that created by western countries, which aim is to help rehabilitate those who are cheated by extremism ideology. Although there are difference between different countries, researcher reached a consensus that radicalization is a process. However, radicalization is defined as some kinds of speech and behaviors in Xinjiang Uyghur Autonomous Region De-radicalization Ordinance. It is very different with the definition of other countries, and most of the researchers of China ignored the difference. This paper reviews and compares radicalization and de-radicalization between China and other countries.

The result show that there are many disputes and ambiguities on the two term in not only China but also other countries. In addition, in China the two terms are used in many different senior confusedly. Thus, the confusion hinder us to make clear the purpose and the nature of de-radicalization efforts.

Therefore, it is necessary to review the two concepts from a perspective of count extremism, find the relation between the two terms and counter extremism. extremism, find the relation between the two term and counter extremism. From the respective of counter extremism, we can make a better explanation about the difference and consistent of the two concept between China and foreign countries. From the perspective we also may clarify two fact, first, radicalization is not a phenomenon specific to some particular religion; second, rival extremist ideology will stimulate radicalization in the other party. Base on the faces and conclusion, we propose that the radicalization concepts should be distinguished in rehabilitation, religion management, and the prevention of terrorism in society. We also propose that the radicalization concept refer to the prevention of terrorism in society should be replaced by a universal concept: counter terrorism.

Key words: Extremism, radicalization, de-radicalization

1. 序 言

2013年までは、中国の研究者たちにとって「過激化除去」は聴き慣れない用語であった。それまでに過激主義、宗教過激主義、宗教過激思想、宗教過激主義反対についての研究が年ごとに増えていたにもかかわらず、「過激化除去」という言い方が正式に使用されたのは、2013年になってからであると言ってよい。これらに関する論文がしだいに現われ始めたのも、それ以降のことである。新疆の過激化除去をめぐる工作が展開

されて以降、一定の時間が経過した今、過激化除去に関する研究も雨後の竹の子のように続々と現れているが、まだ一部の重要な問題について、何がその核心であるのか、はっきりさせる必要があると思われる。たとえば、わが国が掲げた過激化の正確な意味、わが国と西洋諸国およびイスラーム国家における過激化除去の概念や政策の相違点、過激化除去と過激主義との関係などがそれである。多くの学術文献では、反テロに関する研究分野で使用される英語文献のなかの“radicalization”を中国語の「極端化」と対応させているが、実際には、この用語の伝統的な訳語は「急進化」である。初期の学術用語のなかで、暴力的な急進化という用語は、ヨーロッパで「生まれ育った」テロリストの思想変化の過程、という意味で使われており、明かに暴力的な急進化という概念は、西洋諸国で生まれ育った移民二世がテロリストに変身する者がしだいに多くなっているという、特定の問題を解決するために用いられたものである。急進化を研究する目的は、過激主義思想を完全に受け入れ、テロ活動につく前に、その者を発見し識別して、一定の救助を行い教育措置を施すことによって、過激主義思想に染まった者あるいはその思想を受け入れつつある者に過激主義思想を諦めさせ、正常な社会へと復帰させることにある。急進化反対は、イギリスとアメリカ本土で生まれ育った市民が過激主義思想に誘惑されテロリストになるという問題に対する解決策にほかならず、その国外のテロリストや過激派に対する打撃手段とは明確に区別されている。これは、主に内部問題を治理するための柔軟な方策であって、テロ犯罪に対する予防的な方策と思想改造の措置といえよう。

わが国では、早くも 2005 年にイギリスの急進化除去作戦について紹介した研究者が現れた⁽¹⁾が、当時は通常の“radicalization”の訳語——急進化がそのまま使用されていた。しかし、新疆で過激化除去という概念が提起されるに伴って、イギリス・アメリカそしてサウジアラビアなどの国で、急進化除去という言い方を過激化除去と翻訳してしまう学者も少なからずいる。たとえば以下の論文、胡雨 (Hu Yu) 「国際的な反テロ闘争における過激化除去の研究——サウジアラビアの PRAC 戦略の

ケースを中心に——」(2012)⁽²⁾、楊忠東 (Yang Zhong-dong) 「アメリカにおけるムスリムの過激化拒否の経験について」(2015)⁽³⁾、張金平 (Zhang Jin-ping) 「サウジアラビアにおける「過激化除去」という反テロ策略について」(2015)⁽⁴⁾、張亜氷 (Zhang Ya-yong) 「パキスタン過激主義の根源・特徴及び政府の「過激化」策略について」(2015)⁽⁵⁾ などがそれである。新疆ウイグル自治区政府が自ら「過激化除去」政策について明確な説明がなされるようになるまで、多くの研究者がこの二つの概念を同じものとして、あるいは類似したものとして使用していた。

2017年3月30日、『新疆ウイグル自治区過激化除去条例』(以下『過激化除去条例』と記す)が頒布され、当該条例のなかで、過激化について明確な定義がなされた。この定義は、他の国の政府および学界が理解している“radicalization”の意味とは全く異なっているが、しかし、わが国の学界と政府がそれに気づいておらず、依然として「過激化除去」をもって国外の反テロ分野で使用されている“radicalization”の意味を表そうとしている。一部の学術論文のなかで、過激化除去の中外反テロ協力といった言い方が見られ、さらに2016年にわが政府によって頒布された『中国のアラビア諸国に対する政策文書』においても、過激化除去分野の協力策を探らねばならない、といった表現も見られた⁽⁶⁾。概念上の不一致と混同は、過激化除去の工作の本質に対するわれわれの認識を妨げるのみならず、過激化除去についてのわが国と他の国との交流と協力にも支障が出るにちがいない。本稿では以下で、こうした問題に基づき、過激主義に反対するという観点から、中国と外国における過激化の概念、要因および過激化政策について、比較研究を行うことによって概念を整理した上で、反テロリズム、過激主義反対および過激化除去の三つの関係を明らかにしたい。

2. 国外における過激化の概念、帰因及び対応

西洋の学術用語と政治的用語のなかで、“radicalization”は非常に争点

のある概念で、名詞としての使い方も乱れているばかりか、しかも意味が似ており、混同されやすい他の多くの学術用語ともつながっている。“radicalization”の語源は“radical”であり、英語では「基本」という意味であるが、同一語源をもつ“radicalism”はしばしば「急進主義」と翻訳される。過激主義に比べて、急進主義はマイナスの意味をもつ言葉ではなく、むしろそれは、根本から政治改革を行い、最も徹底的に、より激しく社会変化を求めようとする思想や主張を表わすものであり、それに相対する概念が「保守主義」である⁽⁷⁾。A. 施密徳 (英語表示では A. Schmid、日本語でシュミット：訳者) は、過激主義に比べて、急進主義思想は開放的で、協議することが可能であり、建設的なもので、社会の変革にも有意義である、と考えている⁽⁸⁾。20世紀の50年代では、急進化は過激主義とまだ無関係であり、ただ徹底した変革を唱える急進主義思想を表わすものであった。しかし、2005年以降になると、イギリスで暴力的な急進化“violent radicalization”という概念が提起されて以降、急進化という用語が俄かに過激主義やテロリズムに関連づけられるようになった。その後、この用語に新しい内容が付け加えられ、わが国では徐々に“radicalization”の訳語として「過激化」が使用されるようになったとされる。こうした翻訳の再創作によって、古い急進化と新しい急進化がある程度区別されるようになり、また、それが過激主義とどう関係しているのか、ということも暗示されるようになった。本稿では、以下にそれを「過激化」と記して、とくに区別しないことにする。

(一) 概念：過激化は過激主義へ通ずる過程である

国外の政府や学界では、過激化“radicalization”についてさまざまな定義づけがなされている。イギリスの内務省は、これを人民が暴力的な過激思想およびテロリズムをしだいに受け入れ、支持するようになる過程である、と定義づけている。オランダの一般情報および安全局は、「人びとの気持が、必要であれば非民主的な方法で社会を変えてもよいと主張したり、あるいは支持する方向へと徐々に傾いていく過程であって、

これらの非民主的な方法は、民主的な秩序と対立し、民主に脅威をもたらす」と定義づけた。またカナダ政府は、「個人とくに若者が、あるイデオロギーの情報あるいは信仰体系を漸次受け入れて、中立的、温和的な観点から過激思想へと転じていくこと」と定義づけている。欧盟 (EO) は「人びとが、テロ活動を招くような意見、見解およびその考え方を受け入れる現象」と定義づけている⁽⁹⁾。

過激化についての西洋諸国の定義づけは表現が異なってはいるが、何等か共通する点が見られる。すなわち、過激化は漸次変化していく過程であり、温和的な立場から過激あるいは「非民主的」な手段を受け入れるようになるまでの過程であり、概念上、確定したイデオロギーあるいは宗教とは直接つながっていない。

過激についての各国政府の定義づけに比べて、学界の定義づけの方がもっと違いが大きいといえよう。かつてシュミットは、過激化および過激化除去に関する研究を体系的に整理した論文のなかで、2005年から2013年までの間に研究者によって提出された、異なる十二の過激化の概念をまとめた⁽⁸⁾。この十二の概念のうち、六つの概念が過激化を政治的暴力が正当化していく過程と定義づけ、三つの定義が過激主義と結びつけている。その他に、比較的に特殊な概念や広い概念もいくつかある。たとえば、徳曼徳 (英語表示では Demante と記す: 日本語ではテマンドと記す: 訳者、以下同じ) という学者たちは、過激化を政府による「正当化除去」の過程である、と見ている。すなわち、個人が政府を信用できなくなって、やがて主流社会から離れていく過程とする。阿万 (英語表示では Awan、日本語でアバン: 訳者) は、過激化とは新しいメディア環境におかれたコミュニケーションが変化することによって生じる新しい現象であって、その新しい現象を表すために作られたのが過激化という用語である、という。この十二の概念のうち、塔恩拝 (英語表示では Taarnby か、不明) だけがデンマーク政府への研究報告書「イスラーム主義テロリストの召募」(2005)のなかで、急進化の定義を、ムスリムとイスラーム教に向け「一個人が、法律を守るムスリムから急進なイスラーム主義者へ転化してい

く過程である」と論じている⁽¹⁰⁾。

それぞれに相違はあっても、過激化に関する政府と研究者の定義にはある程度の共通点が見られる。すなわち、第一、過激化は過程であると強調している。第二、過激化は特定のイデオロギーと関係していない。第三、過激化の終着地は過激主義思想、延いてはテロリズム行為であり、つまり過激化は人びとが過激主義へと走る過程である。つまり、過激化は過程であるからこそ、この過程を食い止めるための過激化除去の工作が有意義なものになるのである。

(二) 帰因：多様な要因

1. 政治、経済、文化、個人という要因

過激化を引き起こした原因は、はたしてどのようなものなのか。過激化の過程が複雑なもので、定量分析と実証研究が十分になされていないため、多様な理論が提出されてはいるが、過激化の原因について、学界や政界では意見が統一されるに至っていない。ヨーロッパでは、ムスリム (muslim) の多くは主流社会との融合ができず、経済的状況も悪く、政治に関与する程度も低い。そのために研究理論のなかには、ムスリム EO 委員会の資金援助を受けた研究プロジェクトに「国境を越えたテロリズムの予防と法ム思想の過激化は政治、経済、文化、社会の承認などに帰因する」と主張するものが多くみられる。過激化は多くの要因によって共に動かされていく過程であることは、すでに EO に認められている。2008 年、「多国籍テロリズムの防護と法律治理」は、学界に提出された過激化の要因について整理を行い、さらに当時すでに EO に採用された過激化除去の政策に照らして過激化除去という策略の効果について評価も行った⁽¹¹⁾。その報告書では、過激化を引き起こした原因について外部、社会、個人の三つのレベルに分け、他に過激化を刺激する触媒的な要因もある、と指摘している。そのうち、外部要因としては、おもに政治、経済、文化レベルのものが挙げられ、社会的要因としては、主として社会の承認、社会のネットワーク、相対的な剥奪が挙げられ、個人

的要因としては、心理的特徴、個人の体験が挙げられた。また触媒的な要素としては、おもに過激派の召募行為と、社会で起こった、たとえば警察による暴力、不正選挙、街頭での呼びかけ人にみられるアジ演説などといった触発的な事件があげられた。EO の過激化反対対策は、主として政治、文化、社会、経済面での措置を通じて過激化の抑制を図るものである。

2. 心理学的ルートによる分析：上から下へと下から上へ

単純に客観的な要因に帰因するので、同じ境遇、同じ恨みをもつムスリムが大勢いるなかで、なぜ、ごく少数の者だけしか宗教的な過激主義思想を受け入れなかったのか、という疑問に答えることができない。また、イラストを用いて潜在的な過激派やテロリストを識別するのは至難の業であるのに、なにゆえに過激派やテロリストの社会的背景や個人的特徴が大きく異なるのか、ということも説明がつかない。心理学者たちは、心理学的ルートの観点から個人が過激化する過程を復元しようと図っている。この系列の研究が注目するのは、動的な環境のなかにおかれた個人が、どのように内部と外部要因に促されて一步一步と過激化にはまっていくのか、ということである。たとえば、Borum (原文に中国語表示なし：訳者) が四段階のモデルを提起して、個人が過激化していく思想の歩みを、これは違う！ — これは不公平だ！ — これはあなたの間違いだ！ — あなたたちは悪魔だ！ というように描いている⁽¹²⁾。Moghaddam (中国語表示なし：訳者) が階段モデルを提出し、「外部条件について解釈するという心理上の段階」から、「不公平にどう対応するかを選択する段階」へ、さらに「テロ組織は一定の合理性をもつと思われる段階」へ、最終的に「テロ活動に関与する」段階に至ると考えている⁽¹³⁾。また、Wiktorowicz (中国語表示なし：訳者) が「認知起動」という概念を提出した⁽¹⁴⁾。比較的影響力があるものには、法沙里・阿萨夫・穆哈默德(イスラーム系の氏名で、英語表示は不明：訳者) の階段モデルと、Silber (中国語表示なし：訳者) と Bhatt (中国語表示なし：訳者) がニューヨーク警察局のため

に作った過激化モデルがある⁽¹⁵⁾。これらのモデルはそれぞれ、階段、螺旋、認知起動などの喩え方を用いて、個人が不公平な取り扱い方を受けていると感じてから、過激的認知へ発展していく変化の過程を描いたものである。この過程は、おおむね次のようなルートとして、すなわち、個人が挫折に陥り、何らかの解釈あるいは意義を求めようとするところに、宗教の過激思想が介入し、周囲の社会環境にいる過激主義思想の持ち主かリーダー的存在の者に導かれて過激主義へと突き進む、というルートとして描かれている。これらのモデルは下から上へのモデルであると言えよう。すなわち、個人に認知的危機が生じるのが先で、その次に外部要素が介入して過激化を引き起こす、というものである。これに対して、デンマークの情報部門が提出したPETモデルは、上から下へのモデルであると言えよう。それは、まず個人がある過激な触媒者に出会い、それからその人の影響を受けて少しずつ自分の考えを変えはじめ、第三步として家族や平常な社会環境から次第に離れ、最後に暴力の正当化の段階に入る、というものである⁽¹⁶⁾。上から下へのモデルでは、過激主義イデオロギーの作用が強調され、過激化は過激主義イデオロギーの主動的な介入によるものであって、個人は受動的であると考えている。一方、下から上へのモデルでは、まず個人に心理的危機が生じ、ついで過激主義イデオロギーが介入してくると考えており、個人の心理的危機の作用が主に強調されている。明かに、上から下へのモデルは下から上へのモデルよりイデオロギーの重要性を強調している。

心理学的ルートのモデルは、そのほとんどが数少ないケースに対する観察をもとに得たもので、主観性を帯びている。これらのモデルは一定の価値と意味をもっており、人びとに過激派の心理的歩みと動機を認識させるのに役立つ。過激化を除去するための工作活動にとっても有意義であるが、普遍性のあるものではない。実際のところ、テロ組織の加入者は社会的背景が大きく異なり、動機や歩みもさまざま、組織の中でいろいろな役割を演じている。かつて Bjørge (中国語表示なし: 記者) は、政治的暴力に参加した人をイデオロギーの実践者、目標をもたない追従

者、挫折した普通の若者、の三つに分け、それらが組織に加入する動機について、幹部や信徒のようなイデオロギーの実践者を除いて、その他の追従者の動機にはイデオロギー的な部分が少なく、互いに知り合いになりたい、友情や助け合い、組織を求めるといったものもある、と指摘している⁽¹⁷⁾。

3. 言葉とアイデンティティの衝突

政治、文化、経済的な要因は、つぎの質問に答えることができない。すなわち、近年、なぜヨーロッパやアメリカのムスリムが過激化する現象がますます深刻になるのか。政治や経済上の苦しみ、相対的に剥奪され、孤立され、差別されるような事情は過去にもあった。しかも、移民一世の場合はもっとひどかった。20世紀40年代から70年代までの、パレスチナとイスラエルの衝突、中東戦争の時期では、イスラーム国家とアメリカやヨーロッパとの衝突、対立が現在よりもっと激しく、移民一世の生活は二世、三世よりはるかに苦しく、社会に溶け込む度合いも言語能力も、ヨーロッパやアメリカ育ちの二世、三世よりはるかに低かったにもかかわらず、どうして近年は青少年の過激化する現象が増えるのであろうか。これらを各種の要因を理論や心理動力学で説明するのは難しく、過激化する過程におけるイデオロギーの作用を無視してはならない。そうであるならば、宗教は、その他のイデオロギーよりもっと強い煽動力を持つということになるのであろうか。しかし、研究の結果からは、二世、三世のムスリムの若者が受けた宗教教育も、モスクに行く機会も、その親たちに比べてはるかに少ないことがわかった⁽¹⁶⁾。また、Aly と Striegher (中国語表示なし: 訳者) がオーストラリアのテロリストの一人を対象に、その心理過程について研究した結果、その過激化する過程における宗教の作用は、反テロ政策による刺激よりはるかに小さいこともわかった⁽¹⁸⁾。

テロ組織の策略を分析すれば、ある程度この現象を説明することができる。テロ組織はテロ活動のためにいくつかの策略を用意するが、政府に

よってその策略を変化させるのである。20世紀90年代以降のテロリズムは表現形式が大きく変化した。最も激しいのは攻撃の目標や戦術、戦略の変化である。昔のテロリズムは暗殺、人質立てこもりの形を取ることが多く、その対象も役員、記者、公けの人物のような影響力をもっている人である場合が多かった。その行動は常に、人質の交換や報復などといった確実な政治目的の達成を目的としていた。ところが、アメリカ同時多発テロ事件以来、テロリズムが主に人びとを引き裂く策略を使うようになり、罪の無い者を攻撃の標的にしてきている。その狙いは交渉ではなく、悪影響の拡大なのである。民衆から反テロを訴えられ、圧力をかけられた政府が行き過ぎた対応措置をとるように刺激することが、その目的なのである。差別性を帯びたこれらの措置は、テロ組織に味方に取り込もうと狙われた民衆に「不当な扱いを受けている」と主観的に感じさせてしまうため、もともと温厚派や中間派だった者を刺激して、彼らがテロの組織に加入する原動力を増やすことになる。こうして、テロ組織がより多くの支持を得ることになる⁽¹⁹⁾。テロ組織が宗教的過激主義イデオロギーの旗を掲げれば、イスラーム教がイスラーム過激思想に等しいと誤解されたのも同然で、テロリストの「容疑者」が全世界10億以上のムスリムであることになってしまう。ヨーロッパやアメリカ社会ではムスリムを特定するのは簡単である。それだけに、テロリズムに対する政府の対応措置もムスリム集団に対する差別的措置に陥りやすい。さらに、キリスト教とイスラーム教の衝突の長い歴史という要因が加われば、キリスト教信仰を主とするヨーロッパやアメリカ社会のムスリムへの差別と敵視を助長することにもなる。

凱羅琳(英語表示ではCaroline、日本語で広く「キャロライン」と記す:訳者)などは、「公用語は移民二世にアイデンティティ危機をもたらし、彼らのムスリムへのアイデンティティを強め、ヨーロッパのムスリムの若者を過激化へと走らせた」と指摘している。まず、「文明の衝突」の観点は、ヨーロッパのムスリム二世に居住国の文化とイスラームの文化との衝突に直面することを余儀なくさせる。つぎに、公用語は、イスラームをテロリ

ズム同様に扱うようにさせ、イスラームの宗教信仰を国家の価値観と対立させる。第三、公用語は、反テロ戦争をイスラームに対する戦争に変えてしまい、ムスリムに対して、ムスリムとしての身分と、国民としての身分との協調をできなくさせる⁽¹⁶⁾。一方では、イスラームを名乗った襲撃テロが恐怖を煽り、ムスリムとその他の民族集団との関係を引き裂き、偏向した公用語を刺激する。政府の対応措置が差別を作り、差別と公用語がムスリムの青少年のアイデンティティ衝突を引き起こし、さらにアイデンティティの衝突が青少年を困惑させる。他方では、不安定な中東情勢が宗教過激思想の誕生を刺激し、さらにインターネットが宗教的過激思想を広める手助けをしているため、宗教的過激思想が隙を見て落ち込んでいる青少年を誘惑する。結果的にヨーロッパやアメリカのムスリム青少年の思想が過激化されてしまい、そして過激化した青少年が新米テロリストとなって、より多くのテロ事件を起すことになる。こうして、終わりのない自己刺激的な、悪化し続ける循環系統が作られてしまうことになるのである。

(三) 対応：対立と争議

過激化に対応する概念は「過激化除去」“de-radicalization”と「過激化反対」“counter-radicalization”である。最初は、過激化除去は過激化思想を受け入れた個人に対する改造のことを指し、一般には刑務所の受刑者に対する思想改造を言うものであった。在約翰・霍根（英語表示でJ. Horgan、日本語表示でジョン・ホーガン：訳者）教授のアドバイスを受けて、国連反テロ実施特別機動隊の「テロリズム過激化と過激主義対策本部」は、過激化除去を「急進的な個人にを対象に、彼らをもう一度社会に溶け込ませることを目標にし、または暴力的活動に従事しないように説得すること」と定義づけ、過激化反対を「個人をテロリズムの道へと走らせるような政策とプロジェクトを除去することに力を入れること。それは、不満を持つ個人が（過激化した者であるかもしれない）レッド・ラインを超えてテロリストになるのを阻止するための社会、政治、法律、教育、

経済といった広範囲に及ぶ一連のプロジェクトに力を入れることを指す」と定義づけた。この定義づけから見ると、過激化反対の工作範囲はもっと広く、すでに過激化した個人に対する過激化除去の改造だけでなく、さらに多くの人びとの過激化を予防、阻止することも含まれている。それと同時に、ホーガン教授は何度も「過激化除去」という言い方に疑問を投げかけている。各国における過激化除去プロジェクトについて、彼の研究によると、これらのプロジェクトにおける「過激化除去」は事実上、必ずしも服役中のテロリストの思想を再び過激化することのないように変えられるとは限られず、むしろ、それを「離脱化”disengagement””と言ったほうがより適切であって、これらのテロリストが組織から離れ、二度とテロ活動に従事しないことを意味するの適当である。しかし、テロ組織やテロ活動から離れることは、必ずしも個人が今後もう過激主義を信仰しないことを意味するわけではない。それゆえ、離脱はイコール過激化除去ではない。実際には、唯一の「真なる信仰」を発見したと公言するような人の場合は、その過激思想を変えるのはとても困難である。しかも、彼らがテロ組織に加入する動因もさまざまである以上、過激化はその唯一の理由ではないのであるから、これらの人びとを対象にして過激化除去などを語っても意味がないであろう⁽²⁰⁾。このような見解をもつ者には、他にもイギリスの「シンクタンク・デモス (Demos) の暴力と過激主義」研究プロジェクトの主任、傑米・巴特莱特 (英語表示で Jamie Bartlett、日本語表示でジェイミー・バートレット: 記者) などがある。しかし、この過激化除去という用語は、多くの学者の目から見ると欠陥があるものの、依然として反テロの分野で広く応用され、しかも、その応用範囲も最初の受刑者に対する改造から一般の人々に対する予防へと拡大された。

一四
一四

サウジアラビアやインドネシアなどの国でも、過激化を除去するための工作が展開されており、関連する研究や報道によると、これらのプロジェクトでも理想的な効果が得られたようである⁽⁴⁾。しかし、これらの報道で伝えられた効果に関して、ホーガン教授および他の学者から疑問

の声も上がっている⁽²⁰⁾ ヨーロッパやアメリカなどの国にせよ、イスラームの国にせよ、一般的に過激化除去の措置には以下のような点が含まれる。すなわち、第一、過激化をよりよく識別できるように、教育、公共衛生、コミュニティ、法律の執行などに従事する人材の養成を強化する。第二、いかに教育を通じて救済するかという研究を行い、科学的方法をもって過激思想の除去を図る。第三、社会環境を改善し、社会の公平と人民の団結を促進し、過激主義を引き起こすと思われる客観的要素を取り除く。第四、過激主義思想の伝播に打撃を与え、危険なオンライン情報を取り除き、国外追放や入国拒否の方法を行い、危険人物の青少年への接触を遮断する。ただし、具体的な実践においては、以下のような対立や問題点に注目して研究する必要がある。これらは、我が国における過激化除去の工作にとって参考になるものと考えられる。

1. 社会融合の工作は反テロの工作に属さない

過激化は、個人の思想が変化する過程である。とは言っても、この変化を刺激する外部の要素を無視してはならない。過激化し易い民族集団は、どちらかといえば社会や政治への関与度が低い場合が多い。これは、一方では、一部のムスリム集団が西洋諸国家のなかで経済的にも政治的にも低い地位におかれ、相対的な剥奪が経済的面においても、政治的面においてもある程度存在しているからである。また他方では、一部の民族集団においては宗教のコントロール力が、政府と法律の権威をある程度弱らせているからである。これらの要素は、過激化を引き起こす客観的な要素であるだけでなく、社会的凝集力や国家の治理にも長期にわたって危害を与えることになろう。したがって、一定の手段を取って政治における不平等を改善し、社会の公平を促進し、ムスリム集団が政治に関与したり政治を議論したりする、そうしたレベルを高め、社会融合を促進しなければならない。そうすることによって、ムスリム集団の政府や社会への信頼と自信を高めていくことになろう。しかし、これらの措置を、反テロ政策の一部と見ていいかどうかについては、意見が大き

く食い違っている。これらの政策を反テロ政策と同列に論じるといい効果が期待できないという意見多い。その理由については、以下のようなことがらが挙げられる。第一、これらの長期的な治理政策は反テロと関係するばかりか、反テロ工作の意義をはるかに超えて、国家の長期的安定に関わるもので、社会治理の長期的なプロジェクトである。第二、これらの工作は多大な人力、物力、財力と時間の投入を必要とし、反テロのための予算で満たされるものではなく、短時間ではっきりした効果が出るものでもない。第三、これらの政策が反テロと一絡げに論じられるようであれば、ムスリムの名誉を汚す惧れが生じるため、一部のムスリムが自分が政府に容疑者として見られているのではないか、と思うようになってしまう。ムスリムのこの主観的な感覚は、社会融合政策の推進を不利にさせ、一層その過激化を刺激することになるであろう。

以上の問題に気づいた各国の政府は、徐々に社会凝集力を強化する工作を反テロから分離させるようになった。たとえば、2011年にイギリス政府によって頒布された反テロ戦略では、「融合」プロジェクトが反テロ戦略から削除され、しかも、当該戦略のなかで「融合プロジェクト自体は予防工作の目標を実現させることはできない……融合プロジェクトの目標と価値は、安全と反テロをはるかに超えている……二つの戦略を一つにすれば、反テロ資金がもっと広い目的を持った作業に流用されて、反テロの工作は安全というレッテルを貼られるため、一定の影響を受けることになる」と説明している⁽²¹⁾。また、アメリカのシンクタンク「平和研究所」によって公表されたヨーロッパの過激化除去の政策に関する研究報告書でも、「社会凝集力の強化と反テロリズムとの間の境界を曖昧にした過激化除去の策略は、最終的には両方を失いかねない」と指摘した⁽²²⁾。さらに、イギリスのシンクタンク「戦略対話研究所」(ISD)が過激化除去に関する十三のケースについて研究を行い、過激化除去のプロジェクトを、もっと広く社会からの支持を得られる活動におくべきだ、という結論を下した。そして、このようなプロジェクトの運営を国家から独立した第三者に任せるのがより望ましいとする見解を示した⁽²³⁾。

シュミット (Schmid) は、政府がターゲットとする集団の頭と心を勝ち取ろうと考えるのであれば、「過激化除去」という用語は避けた方がよい、と指摘している⁽⁸⁾。その理由は、言うまでもなく「過激化除去」はすでに反テロとしっかりと結びつけられており、そのような言い方は、いかなる集団に向けて使われたとしても、本能的な反感や抵抗を招くことになる、ということにある。

このような認識は、ヨーロッパとアメリカが反テロ工作を推進していく過程で積み上げられた経験である。過激主義思想とテロ活動をもたらす要因はさまざまであるから、根本的解決を目ざす工作を長期的に展開していく必要がある。そもそもこれらの工作は社会治理の一部であるため、通常社会治理の方法にしたがって進めるべきで、すべての工作を反テロを中心に進めたり、反テロのレッテルを貼ったりしてはならないといえよう。

2. いかに宗教界と連携して過激化除去を進めるか

イデオロギーは、過激化を促す重要な要素である。いかに宗教界と協力して過激化を除去するための工作を進めるかについては、各国間で意見が大きく対立している。西洋諸国、とくにアメリカ政府は、宗教界との連携に大きな疑問を抱いている。主として、つぎのような理由があげられる。まず、主要な問題は「非暴力的なイスラーム主義者」との連携が可能かどうか、非暴力的イスラーム過激主義思想に打撃を加えるかどうか、ということである。非暴力的なイスラーム主義とは、温和的、合法的な手段を以って政教一致のイスラーム国家を作ることを提唱する思想を指している。たとえば、エジプトのムスリム同胞団の温和派の主張がそれである。第二に、政教分離国家として、積極的に一部の教派を支持し、他の教派に打撃を与えるのは、政教分離国家の原則に違反するのではないか、ということである。第三に、このような行為はまさにテロリストが望んでいるものではないか、とアメリカ政府は懸念しているが、これは同時に、「ある種のイスラーム」の存在こそが西洋諸国の恐れ

るものであることを裏付けている。第四に、イスラーム教の事情に疎い政府は、宗教者と連携する時の「程度」をうまく把握できず、何が過激的で、何が温和的なのか、見分けをつけることができないのではないかと懸念する声もある。最後に、アメリカにはムスリム教派が多数存在しているため、どのように連携パートナーを選択するかが難しい課題である⁽²²⁾。宗教者と積極的に連携を図ろうとするイギリス政府のやり方も非難を受けている。イギリス政府は形を変えてイスラーム教の過激的勢力を支持している。いわゆる「非暴力のサラフィー主義者」(非暴力薩拉菲主義者)との連携は、事実上彼らの青少年への影響を強めたものであって、民族集団の間に、さらに大きな隔たりを作り出している、という⁽²²⁾。

ヨーロッパやアメリカ諸国に比べて、イスラーム国家ではムスリムを差別するような公用語は存在しない。「文明の衝突」によってもたらされたアイデンティティのような困惑も存在しない。イスラーム国家の研究者の多くは、自国の過激主義を政治的衝突に帰因する傾向にあるが⁽⁵⁾、しかし、政治の派閥は、すべて宗教過激主義をイデオロギーの道具として利用しており、多くの宗教学校も人を誑かして動員する場所として過激派に利用されている。そのため、イスラーム国家では過激化除去における宗教の役割が大いに認められているのである。サウジアラビア政府は、これらの「聖戦」者は誤った宗教思想に惑わされて、その口車に乗ったものであるとし、過激化を除去するには、まず神学について彼らと意見を交わし議論を通じて、彼らに誤った信仰方式を放棄させなければならない、と主張している⁽⁴⁾。また、インドネシア当局は、刑務所に行って過激派と対話するようにイマーム(imam)に命じ、「正統」の宗教知識をもって過激派の思想的防御ラインをまず突破して、それから他の人による彼らへの説論と教育を行うことを図っている⁽²⁴⁾。

いかに宗教界と連携して過激化除去を進めるかについて、各国では大きく意見が分かれている。イスラーム国家では、政府は宗教を抑制する力が強く、宗教のことを熟知しているため、政府のニーズに即した世俗派、温和派を支持して、過激な宗教に対して打撃を加えることに十分自

信を持っている。しかし、西洋諸国では、西洋文化とイスラーム文化の間で差異が存在し、そのうえに、政府はイスラーム教についてあまり知らないし、政教分離への懸念もあるため、具体的な連携方式と連携の在り方に関して疑問に思う点が多い。時間の推移にともない西洋諸国の政府は、宗教界との連携に対する認識も、つぎのように次第にはっきりしたものになってきた。すなわち、宗教界との連携は必要であるが、それにふさわしい連携パートナーを選ばないといけない。非暴力の宗教的急進主義者は、信頼に足る連携相手ではなく、彼らが主張する過激思想は社会の融合に極めて大きな危害を加えるため、彼らと連携しようとするのは、視野の狭い考え方である。過激派には暴力とか非暴力とかいう区別がなく、そもそも思想上の過激主義は、必然的に暴力的過激主義をもたらすものである。

3. 右翼過激主義とイスラーム恐怖症

近年、イスラームを名乗る襲撃テロが相次いでマスコミに報じられるにつれて、イスラームとムスリムに偏見をもつ西洋人がしだいに増えている。イスラーム恐怖症が広がり、右翼の過激主義も台頭している。近年、西洋の右翼政党がますます多くの支持を得て政府に加わった。同時に、右翼の過激主義によって引き起こされた憎悪犯罪も政府に目をつけられるようになった。たとえば、2017年6月19日にロンドンのモスク近くで発生した暴走車両が人ごみの中に突入した事件。2018年8月11日にアメリカで発生した大規模な右翼によるデモ、および過激右翼が車で人ごみの中に突入した事件。西洋諸国で次々に発生した襲撃テロは、破壊、殺戮、恐喝といったもの以上の大きな危害——社会分裂、民族集団間の憎悪——を見せつけ、西洋の社会で合法的に暮らしているムスリム集団と、その他の集団との対立、憎悪、さらに相互の虐殺まで招いたのである。ところが、イスラーム恐怖症や極右翼思想にどう対応すべきかについては、西洋国家の政府、政治家、シンクタンクの間で合意に達しなかった。右翼の過激勢力の煽動と相次ぐ襲撃テロの刺激によつ

て、右翼の過激主義思想とイスラーム恐怖症の持ち主の人数がどんどん増加して、イスラーム恐怖症を利用して右翼の過激思想を喧伝し、選挙の得票を分散させるような政党や政治家まで現れた。さらには、一部の有名なシンクタンクまでがイスラーム恐怖症を支持して、次つぎとイスラーム恐怖症に関する観点を作り出し、イスラーム恐怖症ビジネスまで作り上げたのである⁽²⁵⁾。

3. 我が国における過激化の概念及び政策

(一) 過激化と過激化除去の概念

わが国において、国家レベルの政策や法律には、過激化について明確な定義づけがなされていない。『中華人民共和国反テロリズム法』のなかでも、過激主義について規定するにとどまっている。孫茂利 (Sun Mao-li) 主編『中華人民共和国反テロリズム法に関する注釈』(2016)では、第30条の注釈において「テロ活動の犯罪者と過激主義の犯罪者への過激化を除去する教育や改造は難しい」と言及している⁽²⁶⁾。明かに、ここでいう過激化除去とは、過激主義思想をすでに全面的に受け入れた犯罪者に対する思想改造のことである。しかし、過激化除去の実際における使用場面からみると、この用語はしばしば混同されるのが分かる。わが国において「過激化除去」という用語は、テロリストへの思想改造を指すこともあれば、宗教に対する管理、一般大衆への予防工作を指すこともある。

わが国の新疆地区で過激化除去の工作が展開された背景として、つぎのようなことが指摘できるであろう。すなわち、近年、宗教過激思想が勢いよく新疆に浸透し、一部の宗教過激派は絶えず過激的な宗教信仰を鼓吹する下で、信仰者である民衆たちは、真相がよく分らないまま、その行動様式が開放的で世俗的なものから、ますます保守的な方へと宗教的な急進主義へと転じ、しだいに宗教過激主義思想に利用されるようになった。最初は服装、生活様式の変化に留まっていたが、その後、宗

教的な教授法を以って国法に抵抗し、異教徒に抵抗すると銘打って政府の管理に抵抗し、法律のもつ権威を瓦解させるようになった。このような背景の下で、2012年1月に、和田地区皮山県の党政幹部座談会ではじめて「過激化除去」が提出された⁽²⁷⁾。当時、過激化ないし過激化除去の概念について、必ずしも明確な定義づけがなされなかったが、後に登場した一連の文書からみて、「過激化」は「宗教信仰の過激化」のことであり、「過激化除去」とは「宗教信仰の過激化を除去する」ことであることが明らかになった。

新疆『過激化除去条例』が実行されるまでは、自治区各州の過激化除去の工作は主に「自治区党委員会11号文書」を根拠としていたが、この文書の主な効用は、民族の習俗、正常の宗教、宗教過激思想の三つ間に境界線を引き、宗教過激主義の多様な表現形式を明確にしたことである。2014年、自治区が『新疆ウイグル族自治区宗教事務条例』を改正し、「すべての組織と個人が宗教の過激思想を喧伝してはならない。宗教の過激活動に参加してはならない。宗教活動を利用し、または宗教の名を借りて正常な生産、経営活動に干渉してはならない。結婚式や葬式などの民族的風習や生活習慣に干渉してはならない。文化、文芸、体育などの活動に干渉してならない。法律にしたがった婚姻届を提出しない婚姻は、宗教的儀式を行ってはならない。容貌、服飾、シンボル、マークなどを利用して宗教に対する狂信的な振る舞いを誇張し、宗教の過激思想を伝達してはならない。脅迫や強制的な手段を使って他人に宗教過激的な服飾や宗教過激的なシンボル、マークを身につけさせてはならない」と明確に規定した。この二つの文書は、いずれも外部への表現行為を通じて、宗教信仰の過激化の現れ方について定めている。2014年、第八期自治区党委員会第三回全体(拡大)会議では、新疆の宗教工作を確実に進めるうえで最も重要なのは、「過激化除去」をいっそう徹底して推進することである、と強調されたことであり、過激化除去の工作と宗教の工作との関係が再びはっきりと示され、過激化除去の工作は宗教の工作内容であることが明確化された。

しかし、2017年の新疆『過激化除去条例』は、過激化除去の工作を宗教工作からさらに広い範囲まで広げた。『過激化除去条例』では、過激化を「過激主義に影響されて、偏った宗教観念を誇張したり、正常な生産、生活を排斥し、干渉したりするような言論や行為である」と定義し、過激化は偏りすぎた宗教観念を誇張する行為であり、宗教信仰が過激化、狂信化する表象であると強調した。そして「過激化を予防し、抑制し、除去し、過激主義の犯罪活動を予防し、処罰する」という自治区の目標を明確化した。ここで明らかなことは、『過激化除去条例』における過激化除去の概念は、すでに「自治区党委員会 11 号文書」や『新疆ウイグル族自治区宗教事務条例』におけるそれと完全に一致するものではなく、『過激化除去条例』が制定されるまでは、過激化除去は宗教管理の工作内容であったものが、『過激化除去条例』が実施されて以降、過激化除去の概念は、テロリズム、過激主義への予防工作にまで拡大されたことがわかる。

(二) わが国の学界における過激化の帰因に関する分析、および新疆地区の過激化除去の政策

わが国の学者たちは、新疆における宗教過激主義の蔓延について分析を行い、それが何に帰因するものであるかについても分析を行った。馬品彦 (Ma Pin-yan)、任紅 (Ren Gong)、李興華 (Li Xing-hua)、呉雲貴 (Wu Yun-gui) などの学者は、それぞれ分析を行い論文をまとめている⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾⁽³⁰⁾⁽³¹⁾⁽³²⁾が、これらの観点を総合してみると、マクロ的な要因となるものは、主として国際的なイスラーム過激主義の発展、わが国の宗教管理と民族政策のミス、社会発展の不均衡から生じた矛盾と衝突の三つであると言えよう。

まず、外部的環境からみれば、国際的なイスラーム過激主義の勃興が重要な時代背景である。近代になってイスラーム世界が衰えを見せ始め、中東の政治情勢も不安定になり、人民の生活が苦しくなるなかで、過激思想がイスラーム世界においてますます広範に影響力を持つように

なった。そして保守的なこれらの宗教過激思想がさまざまなルートを通じて、改革開放とともに開かれた我が国に入り込んできたことは避けることはできなかった。一方で、わが国の政府は、それに対する認識が不足していたために、直ちにファイアウォール（防火壁）を築くどころか、反って外国の過激的で保守的な宗教勢力の我が国への侵攻を許し、好き勝手にさせてしまった。

つぎに、政府の政策面からいえば、改革・開放後、新疆地区における一連の政策のミスで、基層部の執政力が弱められ、宗教の発展に対するコントロールが不能になったため、三つの勢力が宗教の優勢を利用して、すばやく南新疆の基層部を占領し、政府による基層部管理が棚揚げ状態になったのをチャンスとして、民衆の中に宗教過激思想を注ぎ込んだことである。それと同時に、教育と民族政策のミスが情勢をさらに悪化させてしまい、南新疆の大量の若者が中国語を身につけておらず、言葉の障害は文化交流の障害をもたらしただけでなく、彼らは出稼ぎに行く機会を失くし、さらに学習活動にも影響を及ぼしたため、彼らを文化的に阻害され、経済的に遅れた集団にしてしまった。宗教過激主義が急速に発展している時期は、まさに改革開放で我が国の経済が高度に発展している時期に当たり、この時期は転換期にみられる客観的な矛盾が噴出することは避けられず、また経済発展も不均衡であったため、南新疆地区では生活がどちらかと云えば貧しく、若者の就職率も低かった。さらにこれらの矛盾は腹に一物のある分裂勢力と宗教過激勢力に利用され、民族間や、少数民族の大衆と政府間の矛盾と隔たりを作らせてしまった。

第三に、個人の心理的なものに帰因すると考える文献はあまり見られないが、趙桂芬（Zhao Gui-fen）などは新疆暴力的テロ組織が形成された社会心理学的原因について、つぎのようにまとめている。すなわち、経済発展の不均衡がもたらした不公平感と挫折感、宗教と民族が作り出した民族的な結束力、言葉の障害がもたらした意思不通、文化的な孤島観、宗教過激主義の影響で生ずる、事物を認識することや知識習得についてのバランス障害⁽³³⁾、これらはマクロ的帰因と一致しており、客観的

要素が個人の身に反映されたものである。

新疆の過激化除去の工作も、以上のような帰因に基づいて、宗教過激化の表に現れた搔手の処理を突破口として、「正しい信仰の注入、文化の浸透、法律の制限、科学の普及」などといった多レベル、多方面の政策手段を通じて、一方では強制的な手段を用いて制限や処罰を与え、また他方では、教育や文化などのような柔軟な方法を用いて思想や社会的雰囲気の変化を図る。同時にコミュニティ、学校、刑務所、公安などの基層部の管理能力を強化することによって、過激化除去の治理が下から上へと展開されることを図る。まず、『新疆ウイグル族自治区宗教事務条例』の改正を通じて、宗教への管理を強化し、宗教過激主義の伝播と宗教信仰の過激化傾向を抑制した。さらに『過激化除去条例』によって、その信仰が過激化した一部の者の言論と表現を禁止し、宗教が狂信化する社会的な動きにストップをかけた。立法のほか、基層部の文化建設や科学教育を強化することによって、ますます保守化し、過激化していく宗教信仰の形式を、思想の面で上から徐々に払拭していくことを図る。また、テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて過激化した信仰方式を批判する。これらとともに、双語教育を強化し、国家、文化、制度への民衆の同意を強める。新疆の過激化除去は、実際には宗教過激化の除去を突破口とした全面的な政治的治理であって、宗教過激化の除去が「破」で、文化建設、思想建設、基層部の建設が「立」で、「破」と「立」が相まって、宗教過激主義に腐食された執政の基礎の修復と再建を図るものである。

(三) 過激化と宗教過激主義の関係

西洋の学術用語のなかで、過激化とは一種の過程であり、過激化除去や過激化反対とは、個人が過激主義思想を受け入れることに対する改造と予防であるとされる。わが国で、もし『過激化除去条例』における過激化の概念を分析の対象にしようとするれば、過激化と宗教過激主義とは、いったいどのような関係にあるのであろうか。西洋の学術用語の中

で、過激化とは一種の過程であり、過激化除教過激主義は、文化面できわめて保守的で、政治面できわめて急進的な、ある種のイデオロギーである。わが国の新疆地区で宗教信仰が過激化する兆しが出始めた頃は、政府はそれを重要視せず、過激ではなく、一種の保守として把握していたに過ぎなかった。しかし、この保守がエスカレートしていくにしたがって、その深刻な危害が徐々に現れ始めた⁽²⁹⁾。地方の役員は「党支部は、中隊を単位として作るが、モスクは小隊を単位として作り上げる」と言っているが、まさにそのとおりである。急速に保守化していく宗教信仰は、現代社会の法制的権威を瓦解させ、政府の執政の基礎を腐食させてしまい、最終的には宗教過激主義へと発展する可能性がきわめて高く、さらにはテロリズムのイデオロギー的な支えにまでなる可能性もある。とはいうものの、過激化はイコール宗教的過激主義ではない。

まず、単純な過激化は政治的意図を持たないのである。金宜久 (Jin Yi-jiu)、呉雲貴、李興華などの学者は、宗教過激主義の定義づけに関して、つぎのような見解を表した。すなわち、宗教過激主義は利益集団が宗教に対する歪曲であって、政治がその根本的な目的で、狂信を煽るのが目的を実現するための手段である⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾⁽³⁰⁾⁽³¹⁾⁽³²⁾。現代における多様なイスラーム過激主義に共通している目標は、政教一致のイスラーム国家を作り上げることであり、きわめて強い政治性を持っている。この基準に照らせば、単純な過激化は過激主義とは言えない。ブルカを着て全身を顔まで覆い、ひげを蓄え、宗教的なやり方で結婚や離婚を行い、娯楽を拒否し、テレビやラジオを排斥するような行為は、政治的レベルに達しておらず、ただ信仰上きわめて保守的であるだけであって、政治的意図をもつ過激主義ではない。ただし、きわめて保守的な形をとって現れるこのような信仰の過激化は、宗教的過激主義へ通ずる過程の一部であって、宗教的過激勢力が大衆を煽って徐々に宗教的過激主義を受け入れさせるための手段であるということを見過ごしてはならない。文化面での保守性が原因で、宗教信者である大衆は思想の束縛を受け、しだいに世俗社会から隔離され、多様性のある思想と文化に接する機会も減ら

されてしまう。このような隔離による思想的な束縛および個人の保守的な行為が、世俗社会と衝突することによって、信教者は世俗政権に対する一体感が薄められて、政教一致のイスラーム国家を作り上げることこそが、自分たちと周囲の生活との衝突を解決できると信じ込むことになる。したがって、けっして行為上の保守を軽く見てはならない。このような行為が他人を直接的に傷つけるようなことはないにせよ、熱狂的な宗教的雰囲気をもたらし、あるいは現状に安んじて進歩を求めない状態を生み出してしまふ。その結果、信教者は容易に利用され、過激主義とテロリズムの弾よけになってしまうのである。

つぎに、宗教信仰の過激化は、差別や恨みを煽動はするが、暴力を鼓吹するまでには至らない。法律の定義から見ると、過激主義の主な特徴の一つは、差別を煽動し、暴力を叫ぶものである。たとえば、『テロリズム、分裂主義、過激主義に反対する上海協定』(2000)において、過激主義はつぎのように定義されている。いわく「過激主義とは、暴力で政権を奪い、政権を握り、または国家の憲法体制を変えようとする行為、および暴力的手段を通じて公共の安全を侵害しようとする行為であって、以上の目的を達成するために違法な武装集団を組織し、もしくは参加するものであり、かつ各国国内法に照らして刑事責任を追及すべきすべての行為が含まれる」と定義している。また、わが国の『反テロリズム法』では、「国が、宗教の教義を歪曲またはその他の方法を用いて、恨みを煽動し、差別を煽動し、暴力を鼓吹するなどのあらゆる形式の過激主義に反対する」と定めている。さらに『刑法修正案(九)』の第120条の四では、「過激主義を利用し、大衆を煽動、脅迫して、国家法律によって確立された婚姻、司法、教育、社会管理などの制度の実施を破壊した時は、3年以下の有期徒刑に処する……」と規定し、第120条の五では、「暴力、脅迫またはその他の方法を用いて、人にテロリズム、過激主義を宣伝する服やマークなどを、公共の場での着用を強制したときは、3年以下の有期徒刑、拘役または管制に処し、罰金を併科する」と規定している。『反テロリズム法』や『刑法修正案(九)』においても、過激主義を利用した

違法行為、犯罪行為が定められているが、その多くに強制、暴力、脅迫、恐喝などの行為が含まれており、自粛や自戒によるものではない。『過激化除去』に挙げられた15種類の行為の中で、その一部は行為者の信仰の過激化から生じた自己への要求であり、たとえば顔を覆い、ひげを蓄え、娯楽と公共文化サービスを拒否する、などがそれである。また別の一部は「干渉」、「干与」などのような非暴力的、非強制的な動詞によって表現されることで、過激主義の犯罪と明確に区別されている。したがって、顔を覆い、ひげを蓄え、政府から授与される結婚証明書を拒否するといった過激的な行為は、暴力や恨みを煽動するまでには至っておらず、過激主義ではない。しかし、信仰の過激化には差別と協力拒否の態度が含まれているため、暴力的行為を直接に煽動するまでには至らない場合であっても、世俗社会の法律と権威への消極的な抵抗を作りだすことが可能なのである。

以上のことを踏まえて、本稿では、学術研究の面で、つぎのように過激化を定義づけることができると思う。すなわち、過激とは、思想、行為、習俗においてイスラーム過激主義と宗教的急進主義の思想から漸次に浸透を受けたことによって、信仰者は、イスラームの概念を拡大し、過激的かつ保守的な宗教文化を受け入れ、世俗的な生活に抵抗し、その他の民族に属する大衆や、その他の信仰を持つ大衆を隔離し、または差別する行動を見せ、最終的には宗教的過激主義を全面的に受け入れることになる、という過程のことである。この過程に現れた思想と行為は、まさに『過激化除去条例』に列挙された一連の過激化行為である。過激化はイコール過激主義ではなく、過激主義思想の影響を受けて現れた一種の宗教的狂信行為であって、過激主義へ通ずる初期段階である。宗教信仰が過激化した者は、宗教的過激主義思想を受け入れるリスクが比較的高いのであるから、必ず干渉され、教育を施されなければならない。過激化を除去する工作は、信仰が過激化した本人に対する教育や救助だけでなく、政府が正常な社会秩序を取り戻して、基礎部の管理能力を立て直し、民族集団が仲良く共存することを促進して(促進族群和睦相処)、

宗教的過激主義の浸透に抵抗するためになされる必要な手段でもある。

4. 過激主義反対の視角下における過激化の概念の中外比較対照

(一) 過激化の概念にみる中国と外国の差異とその根源

単純に字面からみれば、新疆ウイグル自治区側の「過激化除去条例」のなかの過激化の定義と、西洋諸国の過激化“radicalization”の定義とは明かに異なっている。西洋諸国では、過激化を暴力的過激主義思想を全面的に受け入れるまでの過程と定義するのが一般的であるのに対して、わが国では過激化を「過激主義に影響されて、偏向した宗教観念を誇張し、正常な生産、生活を排斥し、干渉するような言論や行為である」と定義している。一面では動的過程であると定義しているが、他面では言論や行為である、と定義している。しかし本質的には、中国と外国の過激化の概念は、いずれも個人が過激主義思想を全面的に受け入れる前の初期状態を指しており、すなわち、過激主義または暴力的過激主義にまでには達していないが、すでに干渉を加えなければならない危険な状態に至っていることを言っている。この状態は、まだ過激主義にまで達していないのであるから、刑法的な手段を以って処するのは適当ではなく、むしろ教育や説諭を主とするような柔軟性のある、民事的な手段を用いて干渉する方がより正しいとされる。

過激化の概念における中国と外国の差異は、過激化の過程への認識と過激化の帰因から生まれたものである。前述したように、英文の世界では、もともと過激化は急進化を意味し、最初は政治上の急進化を指しており、宗教的過激主義を意味するものではなかった。史料の中には、20世紀50年代の黒人民権運動の急進化⁽³⁴⁾もあれば、女性主義や種族主義に関する急進化除去⁽³⁵⁾などもあって、すべての思想が急進的になるその過程と状態を広く指すものであった。ここ十年、この用語ははじめてイスラーム過激主義と結びつけられ、西洋の学術界でも大いに議論される用語の一つである。西洋による過激化の帰因の中には、宗教信仰は本

土育ちの二世や三世の移民に過激主義思想を受け入れさせる主な原因ではない。西洋の学界における研究によると、開放的で世俗的な西洋社会で育った二世や三世の移民は、子供の頃から大量の西洋文化に接しているため、宗教信仰に対する敬虔さは、とてもその親の世代に及ばず、宗教知識もわずかしか身につけていない。彼らの過激化のルート、原因もさまざまで、同意を求めるものもあれば、仲間を求めるものもある。また、個人の怨恨が原因であるものもある。いくつかの要素に触媒され、思春期という特定の心理状態の下で、彼らはずいに誤った道を選んでしまう。オックスフォード大学のある研究によれば、さらに過激派組織「イスラーム国」の「聖戦」者の20%がキリスト教家庭の出身であって、彼らが友達の紹介で「イスラーム国」に加入し、「ヒーロー」になるのが目的であることもわかった⁽³⁶⁾。それゆえ、この種の過激化は、歴史上のその他の時期の過激化と同一の概念に分類されるのも一定の道理があるといえよう。マクロ的に見れば、過激化をもたらす主要な要素は政治であるが、ミクロ的にはさまざまな心理動力学の過程が存在している。その中には、宗教的過激主義のイデオロギーは単なる重要な原因の一つにすぎず、それは、個人が戸惑い、迷いながら外の世界を認知し始めた時期に、隙を見て入り込む思想ウィルスのようなものもある。

しかし、わが国の研究では、宗教的過激主義思想の毒害を受けたことを、個人が暴力的テロに走る最も重要な要素であると見るのが一般的である。これはデンマークによって提出された上から下への感染ルートに似ているが、下から上へと過激主義思想に感染されていくルートとは異なるものである。新疆地区は、イスラーム教の深長な基礎を持っているが、少数民族の教育レベルが低いいため、イマームなどの宗教者は、ムスリムのなかで強い影響力を持っており、威光と人望も高く、多くのムスリムが宗教的知識を獲得するさいの主要なルートでもある。20世紀90年代以降、宗教的過激主義思想の伝播が進み、一部の伝道者および政府の承認を得ていない伝道者は、さまざまな海外の宗教的過激主義思想を受け入れ、自分たちの特殊な立場を利用して、これらの過激主義の宗

教思想を一般の信者に伝えることで、本来、どちらかと云えば世俗的で開放的だった新疆地区のムスリムの信仰をますます保守的にさせ、一部の人を単純な個人の保守行為から過激へと走らせた。ブルカの着用から、異教徒の観念を用いて、人びとを黒でなければ白だというように真っ二つに分けるに至って、このような宗教的過激化の傾向が民族分裂主義に利用され、そのあげく、暴力的テロを使って政教一致のイスラーム政権を建てようとする過激主義とテロリズム思想を生み出すことになった。このような結果になったのは、基礎部の宗教管理へのコントロール不能が大きく関係している。これはムスリムを大量に持つ国の状況と似ており、エジプト、パキスタンなどの国では、宗教的立場の異なる者へのコントロール不能が原因となり、大量の宗教的過激思想の持ち主が自分の管理下にあるモスクや宗教学校を利用して大量の信者をコントロールすることによって、政府執政の権威を削いでしまったのである。

以上の対照から、「過激主義」という用語は、各国で使用されているものの、実際には、その内包が各国の内部でも各国の間でも極めて大きな違いを見せていることがわかる。この違いは、この用語が政治用語として厳密性に欠けていることによるものもあれば、人々の認知の差異によるものもある。しかし、過激化に対する各国の帰因の違いによる部分が最も大きいと言えよう。そして、その帰因の違いはまた各国の政治的文化的背景の違いと、テロリズムを引き起こす矛盾や衝突の根源の違いによるものである。

(二) 過激主義の本質および過激化の多様性

宗教過激主義は、宗教過激思想の一種であって、世界では他にも、たとえば右翼過激主義と民族過激主義など、多種多様な過激主義が存在している。これらすべての過激主義には共通した本質をもっている。すなわち、対立と衝突を発生させる、黒でなければ白だと言って思想的立場を絶対化させるということである。右翼過激主義の白人至上の思想、過激民族主義思想、新ナチズム主義であれ、宗教過激主義の「聖戦」思想

であっても、世界を真っ二つに分割しようという態度であることにはなんら変わりはない。すなわち、一方では、熱狂的な迷信と崇拜を鼓吹して、内部の思想の単一化と過激化を図るものである。また他方では、異族、異教またはその他の面で異なる意見を持つ者に対して、差別や恨みを煽動する。過激主義者の思想や認識において、自分側に属するものは絶対に高尚で正義なものであり、相手側に属するものなら絶対に賤俗で邪悪なものであるとする。このような黒でなければ白だ、という閉ざされた思考様式は、社会の内部で分裂を作ってしまうがちなものである。今のヨーロッパやアメリカでは、まさにイスラーム過激主義と極右翼過激主義思想の興起が原因で、社会の内部にはっきりした民族集団の分裂が起こったのである。欧州刑事警察機構も2016年のテロリズム状況報告書の中で、右翼過激主義はヨーロッパで迅速に勃興し、その脅威を軽く見てはならない、と指摘している⁽³⁷⁾。過激主義はテロ襲撃を企てて民族集団間の隔絶を図り、恨みを作り出す。恨みは、さらに多くの過激主義思想とテロ事件を引き起こす。外から欧米に入ってきたイスラーム過激主義思想は、ムスリム集団に対する右翼過激主義の恨みを掻きたてることに成功し、今やこの二つの過激主義思想は欧米の社会を分裂させ、巨大なる国内安全への脅威と、社会を不安定にさせるリスクを欧米にもたらしつつある。

過激化は過激主義への初期段階であることを受け入れるには、われわれは、過激化“Radicalization”という用語自体は、あらゆる特定の過激主義思想に呪縛されているというものではなく、あらゆる過激主義思想にも、それに対応する過激化の段階があること、このことを認識しておく必要がある。それゆえ、**わが国において宗教的過激化は最も大きな、最も主要な過激化ではあるが、民族分裂主義、大漢民族主義などの過激思想も無視してはならない。**これらの過激思想も深刻に中華民族という大家庭の団結、調和、安定に脅威を与えているため、同じように警戒し、制止しなければならない。現在、わが国では、特定の民族や特定の宗教に対する恨みがすでにネット上に現われ始めている。このような感情が

さらに募ると、同じように過激主義へと走り、終いに社会の衝突と分裂を引き起こすことにもなりかねない。習近平主席が2014年の中央民族工作会議で「大漢民族主義と狭い民族主義に断固として反対し、国家の最高利益と民族団結の大局を自覚をもって守らなければならない」と強調した。われわれは、過激化は多種多様なものであること、互いに対峙する過激主義思想は、大衆の思想の過激化を刺激し、激化させるということ認識しなければならない。

国外では、人びとのテロ組織への加入に関して、さまざまなものを帰因として考えているのに対して、わが国では、思想の過激化やテロ活動への参加に関して、帰因として考えているものは比較的に単一である。そのため、宗教的過激思想の影響を受けて、宗教的過激組織に加入して、過激主義とテロリズムの犯罪活動に従事した者に対して、詳細な研究と分析を行う必要がある。関連データと情報によれば、わが国では現在、宗教的過激主義の活動とテロリズムの活動に関与している者の年齢、文化、性別、経済背景はさまざまである。とくに都市部の青少年の場合をみると、宗教的過激主義の活動とテロリズムの活動に関与している者の多くは、宗教的雰囲気や濃厚な環境で育ったわけではない。宗教的過激主義に感染したのも周囲の伝道者を経由しているのではなく、むしろネット上の過激主義思想を経て感染しているのである。また、宗教的過激主義に感染した場所は新疆ではなく、内地なのである。以上のことで我われは、宗教信仰の過激化は宗教過激主義へ通じる唯一の道ではなく、我が国でも過激化の経路や動因に同じように差異が存在すると考えるべきであろう。そのため、さらに多くの実証研究を展開させ、過激化の過程、経路、動因について現実に即した判断を下し、過激化に関する西洋諸国の研究成果を批判的に参考にして、異なる人びとに対して、より科学的に正確に過激化除去の工作を展開していくべきである。

(三) 過激化除去の政策における西洋国家の経験および我が国への示唆

過激化予防の具体的な措置は、各国で異なってはいるものの、過激化

予防に関する考え方は大体が同じである。すなわち、一方では正しい方向に導き、他方では過激思想の伝播源をふさぐ。同時に、西洋諸国が過激化予防について一定の経験を積んでいるため、わが国にとって参考に値する。

まず、**反テロの工作を無限に拡大化させてはならない**。過激化予防におけるイギリスやアメリカの重要な経験の一つは、社会融合政策を反テロ政策に縛られてはならないことである。そうでなければ、大衆全員を悪い評判を被せる疑いが生ずるため、反テロ政策にも社会融合政策にも不利が生じる。わが国の過激化政策のなかでも、イギリスやアメリカに類似した特性をもっているものが多く、たとえば国家と一体化した教育、社会文化の建設など。イギリスやアメリカの経験からいえば、これらの工作をできるだけ過激化除去の工作と関連性のないようにして、国家と地方治理の長期的戦略とするべきである。経済を発展させ、人民の生活レベルを向上させ、文化の発展を促進し、民衆の国家に対する一体感を高め、民族の交流と融合を促進し、民族の団結を維持し、これらの工作はテロリズムを生み出す土壌をなくすのに役立つが、決して反テロ工作の一部と見なされてはならない。そして、過激化除去の工作という名目の下にも置かれてはならない。その意義は、反テロ自体をはるかに超えており、国家の統一と地方の長期的安定に関わっているからである。

つぎに、**宗教的な急進主義思想に明確に反対すべきである**。西洋諸国は、自由思想、多元文化といった理念の影響の下で、宗教に対して比較的緩やかにしており、宗教を管理する能力も低い。それゆえに、国と宗教界とは総体的にみて協力関係にある。イギリスは、当初は、明かに暴力を吹聴していると思われるイスラーム過激主義にだけ打撃を加えており、いわゆる「非暴力の過激思想」には寛容な態度を取っていたが、いまでは、すでに事実と経験によって、非暴力の宗教的急進主義教派の思想は暴力的過激主義を煽動する根源であり、このようなイデオロギーに対して断固反対しなければならぬことを学んだ。わが国の一部の研究者は、宗教内の過激と宗教外の過激という概念を打ち出している⁽²⁸⁾

が、しかし、保守的な枷をかけられた、ステレオタイプ的な宗教思想を吹聴することのすべてが有害であって、宗教的急進主義思想の伝播であれば、凡そ制限されるべきであると、認識すべきものである。

最後に、**イスラーム恐怖症を警戒しなければならない**。現在、わが国で発生した暴力的テロ事件からは、すでに、新疆少数民族大衆と政府との関係、またはその他の民族集団との関係を引き離そうというテロリストの意図がはっきりと窺える。近年来、暴力的テロ事件の発生および国外のイスラーム恐怖症の拡大にともない、わが国のネット上で、ムスリムと一部の少数民族に対するヘートスピーチが多く現われるようになった。ヨーロッパやアメリカなどの国では、民族集団の間に恨みのみが溜まるという状況になりつつあるため、国内で大規模な民族集団間の衝突と騒乱を引き起こされる可能性さえある。もしわが国でもこのように民族集団の間で対立と恨みが生じれば、もっと深刻な結果を招くことになろう。主体である民族による恨みと差別は、国家に対する少数民族大衆の一体感を大いに削ぎ、国家分裂のリスクを増大させるに違いない。

5. 結び：過激化除去から過激主義反対へ

各国の政府は、近年来、過激主義反対の重要性をより一層強調するようになった。2017年6月20日、イギリスのモスクで暴走車両による追突事件以降、テリーザ・メイ (Theresa Mary) 首相は過激主義反対委員会の設立を発表し、社会やネット上における過激主義と恨みのイデオロギーを取り除くよう努めた。またロシアは、右翼過激主義とイスラーム過激主義によって国家が分裂されて、恨みや衝突が起きたという背景の下で、2014年の末に『2025年までに行うロシア連邦過激主義反対戦略』を実行に移し、この戦略のなかで、過激主義を「暴力またはその他の違法行為を以って、社会、種族、民族、宗教と政治の衝突を解決することを主要な手段とする思想体系」と定義し、過激主義行為を「政治、イデオロギー、種族、民族または宗教による恨み、または敵意が動機で実行

された社会的危険行為と違法行為、および民族、宗教衝突の発生を促し、または民族、宗教衝突をいっそう激化させる行為」と定義した⁽³⁸⁾。このように、さまざまな種類の過激主義を定義に盛り込んだだけではなく、その戦略のなかに、さらに「いかなる形態の過激主義であろうと、市民間の平和と調和を破壊し、社会の安全とロシア連邦国家の保全を破壊し、憲法秩序と民族、宗教との調和を維持することに対して現実的な脅威となる」と明確に指摘した。この戦略は、教育や国家の青年に関する政策において、とくに愛国主義思想および異なる民族間、宗教間の友好交流と相互尊重を強調しており、そして法律を制定し、その関連教育を青少年、メディア関係者、公共関係部門において展開するよう求めた。さらに2016年、アメリカ連邦捜査局によって発表されたキャンパスにおける暴力的過激主義反対する報告書でも、種族、宗教、政治などに関する各種の過激主義思想を、監視対象に指定した⁽³⁹⁾。

過激化除去という用語は概念があいまいであり、その意味も混乱している。まさに前述したように、過激化除去という用語は中国国内外を問わず、その意味は混同されており、明確にされていない場合が数多存在しており、それは異なるさまざまな場面に用いられ、凡そ異なる事物を指している。たとえば、イギリスやアメリカなどの国では、過激化除去という用語は、もともと単純にテロリズムと過激主義のもとで罪を犯した受刑者に対する思想改造のことを指していた。しかし、後にその意味があいまいになってしまい、すべての思想予防と思想改造の工作の代名詞となった。その一方で、わが国の一部の者は、過激化を刑務所の受刑者に対する思想改造ととらえているが、他の一部の政策や文書では、それを宗教的な過激化への抑制と個人の宗教信仰が過激化することへの干渉と捉えている。こうした状況からみて、「過激化除去」が使用される場面について再考し、**宗教管理、受刑者への思想改造、社会予防工作の限界を明かにするべきである**。宗教的な過激化傾向に関する工作は、宗教の管理部門に任せて、合法的なものは保護し、不法な行為を制止し、過激を抑制し、この浸透には抵抗して、犯罪に打撃を加えるといった原則の

もと、これを処置し、厳守すべきである。受刑者に対して為される過激化を除去する工作は、刑務所の管理部門に任せて、犯罪者に対する思想改造の法則と科学知識に従って展開するべきである。また、全社会の一般民衆に対する思想予防の工作は、国家の安定、民族の団結、社会の治理などといった、もっと広い視野において展開すべきで、反テロの烙印が押された「過激化除去」のような用語との関係を断ち、**過激化を除去する工作が、なにか特定の集団に対する差別的措置ではないか、と勘違いされないようにするべきである。**

以上のことから、本稿では、「過激化除去」という用語の使用について再考すべきであり、全社会の一般民衆に向けた思想予防の工作を展開する際には、「過激主義反対」という用語を使用した方がより普遍性をもつと考える。わが国では以前から、過激主義反対は宗教問題、民族問題から独立したものであり、独立した命題と価値をもっているため、新疆の過激化除去は、わが国において先導的意味をもつが、それを過激主義反対と同一視してはならないと、研究者から指摘があった⁽⁴⁰⁾。本稿では、**過激主義反対は人びとに正確な反テロ観をもってもらうのに役立ち、テロリズムを引き起こす要因は宗教信仰の差異でもなく、民族文化の差異でもないことを人びとに認識させることができる、とするものである。**また、**過激主義反対という立場は、人びとに正しい国家観と民族観をもってもらうのに役立つばかりか、民族集団の平等を維持し(維護族群平等)、国家に対する一体感を強化することの重要性を人びとに認識させることができるものとする。**現在進行中の過激化除去の工作も、過激化反対という視野の中で展開されるべきであって、宗教的過激思想に感染した人びとを救済するだけでなく、民衆を教育して、互いに理解し尊重し合い、法治の軌道内で理性的な交流と協議によって問題を解決し、民族の団結を維持するようにならなければならない。過激主義はテロリズムにイデオロギー的基礎を提供しているとはいえ、**過激主義反対は反テロリズムに属するものではなく、過激主義反対は調和的、寛容的、民主的、法治的な社会環境を作り上げるのに重要な意義をもつものである。**

註

- (1) 方金英「英国ムスリム急進化の根源」—『英国ムスリム』の書評と紹介』『現代国際関係』2005年第8号62頁-63頁。
- (2) 胡雨「国際的な反テロ闘争における過激化除去の研究 — サウジアラビアのPRAC戦略のケースを中心に —」『国大論壇』2012年第5号19頁-25頁、79頁。
- (3) 楊忠東「アメリカにおけるムスリムの過激化拒否の経験について」『中国ムスリム』2015年第6号64頁-67頁。
- (4) 張金平「サウジアラビアにおける「過激化除去」という反テロ戦略について」『山東警察学校学報』2015年第2号5頁-11頁。
- (5) 張亞氷「パキスタン過激主義の根源・特徴及び政府の「過激化」戦略について」『南亞研究』2015年第4号86頁-97頁、156頁。
- (6) 新華ネット「中国がアラビア国家に対する政策文書を初めて公表、過激化除去の領域における協力を探索」(2016-01-03) [2017-08-31]
http://www.guancha.cn/politics/2016_01_13_347965.shtml
- (7) 賈小葉「急進主義思潮の研究述要」『中国文化研究』2015年第4号89頁～101頁。
- (8) SCHMID A. Radicalisation, De-Radicalisation, Counter-Radicalisation: A Conceptual Discussion and Literature Re-view [R]. The International Centre for Counter-Terrorism-The Hague (ICCT), 2013.
- (9) Wikipedia. Radicalization [FB/OL]. [2017-08-31].
https://en.wikipedia.org/wiki/Radicalization#United_Kingdom
- (10) TAARNBY M. Recruitment of Islamist Terrorists in Europe: Trends and Perspectives. Aarhus: Centre for Cultural Research University of Aarhus, 2005.
- (11) FRIDE. The EU Counterradicalization Strategy Evaluating EU policies concerning causes of radicalization. [2018-03-02].
<https://www.counterextremism.org/resources/details/id/173/the-european-union-counterradicalization-strategy-evaluating-eu-policies-concerning-causes-of-radicalization>.
- (12) BORUM R. Understanding the terrorist mind-set. FBI Law Enforcement Bullet, 2003, 72 (2003): 7.
- (13) MOGHADDAM F M. The Faces of Terrorism: Multidisciplinary Perspectives. New York: John Wiley & Sons, 2009: 281.
- (14) WIKTOROWICZ Q. Radical Islam rising: Muslim extremism in the West. Maryland: Rowman & Littlefield Publishers, 2005: 85-135.
- (15) SILBER M D, BHATT A. Radicalization in the West: The Homegrown

- Threat. New York: NYPD Intelligence Division, 2007: 21-22.
- (16) GOERZIG C, AL-HASHIMI K. Radicalization in West Europe: Integration, Public discourse, and loss of identity among Muslim communities. New York: Routledge, 2015.
- (17) BJØRGO T. Dreams and disillusionment: Engagement in and disengagement from militant extremist groups. *Crime, Law and Social Change*, 2011, 55 (4): 277-285.
- (18) ALY A, STRIEGHER J-L. Examining the Role of Religion in radicalization to violent islamic extremist. Routledge, 2012, 35(12): 849-862.
- (19) KYDD A H, WALTER B F. The strategies of terrorism. *International Security*, 2006, 31 (1): 49-80.
- (20) HORGAN J. Deradicalization or Disengagement? A Process in Need of Clarity and a Counterterrorism Initiative in Need of Evaluation. 2018-05-05]. <http://www.terrorismanalysts.com/pt/index.php/pot/article/view/32/html>.
- (21) Government UK-HM. Counter-terrorism strategy (CONTEST). [2017-09-01]. https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/97994/contest-summary.pdf.
- (22) VIDINO L. Countering Radicalization in America. Lessons from Europe. United States Institute of Peace, 2010.
- (23) Institute for Strategic Dialogue. Tackling Extremism: De-Radicalisation and Disengagement. Copenhagen: ISD, 2012: 22-23.
- (24) 安高楽 「インドネシアとアメリカの反テロ協力及びその柔軟的な反テロ研究」 『インド洋経済体研究』 2015 年第 1 号 157 頁-158 頁。
- (25) AKED H. Is Notorious Islamophobic Think Tank Inspiring More Far-Right Terrorism? (2015-08-26) [2017-09-01]. <http://www.alternet.org/news-amp-politics/notorious-islamophobic-think-tank-inspiring-more-far-right-terrorism>.
- (26) 孫茂利・孫萍 『「中華人民共和國反テロリズム法」の釈義』 (中国民主法制出版社、2016 年) 197 頁。
- (27) 鳳凰ネット 「独占：新疆過激化除去の調査」 (2015-10-14) [2017-09-01] <http://news.ifeng.com:8080/ma-inland/special/xjqjdh/>.
- (28) 金宜久・呉雲貴著 『当代宗教と過激主義』 (中国社会科学出版社、2008 年) 164 頁-167 頁。
- (29) 任紅・馬品彦 「新疆における宗教過激主義の伝播と発展の四つの段階」 『新疆社会科学』 2016 年第 3 号、72 頁-75 頁。
- (30) 金宜久 「宗教過激主義問題に対する研究を重視すべきだ」 『世界宗教研究』

- 2014年第6号、5頁-12頁。
- (31) 呉雲貴「宗教過激主義の成因と態勢」『中国宗教』2004年第2号12頁-13頁。
- (32) 李興華「宗教過激主義研究の概要」『西北民族研究』2002年第4号75頁-80頁。
- (33) 趙桂芬・畢惜茜・翟金鵬など「新疆暴力的テロ犯罪組織の形成における社会心理的原因と対策」『中国人民公安大学学报(社会科学版)』2012年第4号50頁-57頁。
- (34) HAINES HH Black Radicalization and the Funding of Civil Rights. *Social Problems*, 1984, 32(1): 31-43.
- (35) CURRIE D, KAZI H. Academic Feminism and the Process of Deradicalization: Re-examining the Issues. *Feminist Review*, 1987(25): 77-98.
- (36) ATRAN S. 95% of foreign fighters who join ISIS are recruited by friends and family and radicalization rarely occurs in mosques' claims Oxford University terrorism expert. (2015-11-25) [2017-09-20].
<http://www.dailymail.co.uk/news/article-3333146/95-foreign-fighters-join-ISIS-recruited-friends-family-radicalisation-rarely-occurs-mosques-claims-Oxford-University-terrorism-expert.html>.
- (37) European Police Office. European Union Terrorism Situation and Trend Report. [2018-04-01].
<https://www.europol.europa.eu/activities-services/main-reports/eu-terrorism-situation-and-trend-report>.
- (38) 戴艶梅・鄭迪・唐春華「テロリズム思想防犯体系の構築：ロシアの実践とその啓示」『雲南師範大学学报(哲学社会科学版)』2016年第3号52頁-60頁。
- (39) FBI. Preventing violent extremism in schools. [2018-04-13].
<https://info.publicintelligence.net/FBI-PreventingExtremismSchools.pdf>.
- (40) 王娜・戴艶梅「現在の新疆過激主義反対についての思考」『社会科学』2016年第427(3)号43頁-52頁。

※著者簡介及び出典：王欣(Wang Xin, 1976～)、女性、中国人民公安大学偵査与反恐怖学院、中国人民公安大学公安情報研究中心副研究員、管理学博士。原論文は、『中国人民公安大学学报(社会科学版)』2018年第3期總第193期第47頁-第59頁に所収。

訳者註記

次の二点について記したい。先ず、「論文の註記」について。本文中に、例えば(16)、

(17)、(16)、(18)、(19)、(16)、(20)、(4)、(20) などと、順番が不規則に註記されているものが数か所みられる。思うに、これは著者が先に引用した文献・資料に対して、「前掲」表示を付し、一部を省略して再引用する方法をとっていないことによる。次に、「欧文表記の文献・資料」について。註(中国語原文・参考文献)の中で、とくに欧文で表記された文献・資料について、出典の所在を含め検索することが至難なものが見られる。「責任編輯」の趣旨に従い、原文表記のまま記載した。

訳者あとがき

目次

序 王欣論文の本旨 I. 「過激化」の主要な言行 II. 「計画出産」と強制不妊措置 III. 『職業技能教育訓練センター』という名の『強制収容所』の実態 IV. 「ジェノサイド条約」と日本の現在 結 「居上不寛」を問う

序 王欣論文の本旨

——「過激主義反対」の立場で、民族集団(族群)の平等を護ろう—— (Wang Xin)

王欣論文の本旨は、「過激化」に対して、俄かに反テロを掲げる「過激化除去」(de-radicalization)を執るのではなく、社会の実相を見極め「すべての過激主義に反対すること」である。その論点は、概して以下の三点に要約できよう。

- ①反テロの烙印を被っている「過激化除去」という思想を排斥し、少数民族など特定の民族集団への差別的取り扱いを止めるべきである。
- ②多様な過激思想を直視し、それらが相互に対峙しあって、大衆の「過激化」を刺激する実態に注意すべきである。中国に固有な過激思想、すなわち「大漢民族主義と狭い民族主義」に断固反対しなければならない。
- ③「過激主義反対」の思想は、多民族国家の多様な民族とその集団の相互平等を護り、国家への一体感を育み、寛容で民主的な法治社会を作り上げる。

これまで、中国では「過激化除去」という用語をあいまいに用いられてきた経緯がある。本来、それは「宗教管理、受刑者への思想改造、社会予防工作」に向けて用いられるべきところ、今日では「すべての思想予防と思想改造の工作の代名詞になっている。」⁽¹⁾「受刑者に対して為される過激化を除去する工作は、刑務所の管理部門に一任し、犯罪者に対する思想改造の法則と科学的知識に従って展開すべきものである。また、全社会の一般民衆に対する思想予防工作は、国家の安定、民族の団結、社会の治理という、もっと広い視野において展開すべきで、反テロの烙印を押された『過激化除去』の如き用語との関係を断ち、過激化を除去する工作が、何か特定の集団に対する差別的措置（特定群体的歧视性措置）ではないか、と勘違いされないようにするべきである」と⁽²⁾。上述は、「過激化除去」の用法が、先行の「反テロ防止法」が定める「反テロ防止」に特化してその役割を担い、実際に特定の少数民族集団を対象に差別的に実施されてきた経緯のあることの証言であろう。

これまで「過激化を除去する工作は、信仰が過激化した本人に対する教育や救助だけではなく、政府が正常な社会秩序を取り戻して、社会の基礎部分の管理能力を立て直し、民族集団が手を携え共存することを促進して（促進族群和睦相处）、宗教的過激主義の浸透に抵抗するためになされる必要な手段」であるとされてきた。しかし、「過激化除去」の概念が、いまや反テロの観念と不可分に結びついている以上、それが「いかなる民族集団に向けて使われたとしても、本能的に反感や抵抗を招くことになる。」⁽³⁾したがって、過激化に対する工作を反テロ対策として進める『過激化除去条例』は、「**実際には宗教過激化の除去を突破口とした全面的な政治的治理**」⁽⁴⁾であって、このように立法の当初から特定の少数民族をテロ集団と看做して差別する法律は、排除されなければならないであろう。

如上に対して、中国では「過激化」(Radicalization) それ自体はいかに把握されてきたか。中国では「過激化は、過激主義に影響されて、偏向した宗教観念を誇張し、正常な生産、生活を排斥し、干渉するような言

論や行為である」とする。過激化の概念は、いずれも個人が過激主義思想を全面的に受け入れる前の初期状態を指しており、過激主義または暴力的過激主義に達していないが、すでに干渉を加えなければならない危険な状態をいう。それは、いまだ刑法的手段を以て処するは当たらない状態である。世界の多種多様な過激主義がもつ共通で本質的特徴は、対立と衝突を発生させ、思想的立場を絶対化させることにある。民族的過激主義であれ、宗教過激主義の「聖戦」思想であれ、世界を真二つに分割しようという態度であることには変わりはない。我が国では宗教的過激化が最大かつ主要な過激化ではあるが、同時に民族分裂主義、大漢民族主義という過激思想も決して無視してはならない⁽⁵⁾。「**大漢民族主義と狭い民族主義に断固反対し、国家の最高利益と民族団結の対局を自覚をもって守らなければならない**」(習近平)。過激化は多種多様なものであると同時に、相互に対峙するものであって、大衆の思想の過激化を刺激し、激化させるものであることを認識しなければならない。

もし、全社会の一般民衆に向けた思想予防仕事を展開しようとするならば、「過激主義反対」という考え方がより普遍性をもっているといえよう。「過激主義反対」は宗教問題、民族問題から独立したものであって、独立した命題と価値を有している。それゆえ「過激主義反対」は、人々に正しい反テロ観を育むばかりか、テロを引き起こす要因が宗教や信仰の差異によるものでもなく、また民族文化の相違に起因するものでもないことを認識させる。「過激主義反対」という立場は、正しい国家観と民族観をもたせ、数多の民族で構成される「**民族集団における平等の維持**」(維護族群平等)⁽⁶⁾と、国家への一体感を強化させることの大切さを会得させる。過激主義反対は寛容を護持する思想的立場であって、調和的、民主的、法治的な社会環境を作り上げるのに重要な意義をもつ。

I. 「過激化」の主要な言行

1. 『過激化除去条例』第3条によれば、「過激化」とは、過激主義の

影響を受け、過激な宗教の思想や観念によって、正常な生産、生活を乱す言論や行為を指す。本条例における過激主義とは、宗教の協議を歪めること、或いは他の手段により恨み煽り、差別を扇動し、暴力を吹聴するような主張と行為を指す。

ここに表記された「過激化」と「過激主義」という政治的であつ抽象的な概念は、以下に掲記する『条例』第9条第1項から第15項に至る「過激化の主要な言行」という犯罪構成要件の下で、いか様にも拡大して適用され、今や新疆ウイグル自治区に居住する少数民族の全生活を括り得るまでに成長している⁽⁷⁾。この現実には、王欣が寛容を掲げて力説した「過激主義反対」の立場とは、およそ真逆の方向に向っているといえよう。

顧みて、イスラーム過激派が起こしたアメリカの同時多発テロ (September 11 attacks, 2011) 以降、中国にとって、イスラーム教徒の世界を繋ぐ連帯性からみて、その絆が新疆ウイグル族へも及ぶのではないかと危惧された。そして中国化政策に背を向けるイスラーム教徒ウイグル族の振る舞いを、すべてを「分裂主義的な行為」と見做し、終には、イスラーム教を貴ぶすべてのウイグル族の営みを、「過激を支える邪教の振る舞い」と断定して刑事罰の対象にした。それを可能にした法律がこの『過激化除去条例』に他ならない。いわば「東トルキスタン共和国」(第一次 1933年・第二次 1944年～1946年)⁽⁸⁾を武力併呑した加害者中国が、被害者からの抵抗を一方的に誇大妄想し、過激化するものと推断して、ウイグル族の全生活に法網を被せることを可能にしたのがこの**政治的刑法**とみてよい。それは紛れもなく中国の肥大化した自己認識と矮小化した他者認識が生んだ「**制定法の不法**」(gesetzliches Unrecht)である。『条例』が「制定法の不法」といわれる所以は、**立法に際して抽象的な文言を並べ、どのような行為も法網を被せることのできる条項を備え、その「開かれた犯罪構成要件」を以て被疑者を犯罪者に仕立てると**いう意思を公にしていることにある(後述、註22)。以下に掲げる『過激化除去条例』第2章第9条第1号から第15号の「過激化の主要な言行」がまさにそれである。これらは、後に触れる「計画出産」や「職業技能

教育訓練センター」という仮面を被って現れ、新疆における少数民族の生存に対して、今や不可逆的な未曾有の害を与えているといえよう。

2. 「過激化除去条例」第2章第9条は「過激化」の主要な言行を、つぎのように規定する。過激主義の影響を与える下記の言論及び行為は、過激化と見られ、禁止される。

- (一) 過激化の思想を宣伝、流布させること。
- (二) 他人の宗教の信仰の自由に干渉し、宗教活動への参加、宗教活動施設、宗教専門教職員への資金や労務提供を強制すること。
- (三) 他人の結婚式、葬儀および遺産相続などに干渉すること。
- (四) 他人の、他の民族、あるいは他の信仰を持つ者との交流、交際、融合または共同生活に干渉すること、他の民族あるいは他の信仰をもつ者を居住地から追い払うこと。
- (五) 正常の文化や娯楽活動に干渉し、ラジオやテレビなどの公共作品やサービスを排斥または拒絶すること。
- (六) イスラームの概念を一般化し、イスラーム食品以外の分野に拡張させ、イスラームではないことを理由に、他人の非宗教的な生活を拒否または妨害すること。
- (七) 自らニカブを被ること、あるいは過激化の標識を身につけること。または強制的にこれらのことを他人にさせること。
- (八) 異常に髭を生やしたり、名前を付けたりすることによって、宗教上の熱狂的な行いを宣伝すること。
- (九) 法的手続きを執らずに、宗教的な方式で結婚または離婚すること。
- (十) 子供に国民教育を受けさせず、国家が行う教育制度の実施を妨げること。
- (十一) 他人が国家の政策を享受することを妨害し、故意に身分証明書、戸籍登録書など法定の証書を破損し、人民元を汚損することを威嚇し誘導すること。
- (十二) 公私の財産を故意に損壊し、破壊すること。

- (十三) 過激化の内容が含まれている記事、出版物、動画音声製品を出版、印刷、発行、販売、制作、ダウンロード、保存、コピー、閲覧、書き写し、所持すること。
- (十四) 計画出産政策の実施を故意に干渉し、妨害すること。
- (十五) その他、過激な言論または行為を行うこと。

この15項目に及ぶ「過激主義の影響を与える言行」、なかでも「過激化の思想を宣伝、流布させる」(第1号)、「過激化の内容が含まれている記事、出版物、動画音声製品」を「出版する、印刷する、発行する、販売する、制作する、ダウンロードする、保存する、コピーする、閲覧する、書き写す、所持する」(第13号)、「その他、過激な言論または行為」(第15号)などという「開かれた犯罪構成要件」の下では、為政者はウイグル族等のすべての言論と行為に対して、どのようにでも「過激化」の嫌疑をかけることができ、かつ拘束することが可能であって、およそ人びとはその法網から逃れるのは容易ではないといえよう。

II. 「計画出産」と強制不妊措置

国際人権団体ヒューマンライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) は、2021年4月、「彼らの血統を断て、彼らのルーツを断て——ウイグル人及び他のチュルク系イスラーム教徒を標的にする中国政府による人道に対する罪」と題する報告書を公表した。この報告書では、新疆ウイグルの自由の著しい剥奪、拷問、迫害、強制失踪、強姦、強制不妊手術及びその他の携帯の性的暴力、住民の追放および強制移送は「人道に対する犯罪」を構成する、と結論づけている⁽⁹⁾。ヒューマンライツ・ウォッチが特に指摘しているのは、少数民族に対する「出生阻止」問題である。

同じ時期に、日本の『西日本新聞』(2021.2.4及び5.19)が、中国統計局発行の『中国保健衛生年鑑』など、過去10年間に公開された資料に依拠して報道した「ウイグル女性への強制的不妊措置」に関する統計数値がある。これを先のヒューマンライツ・ウォッチの指摘と照合すれば、

誰もが驚愕せざるを得ない極めて深刻な問題に遭遇する。

すなわち「【北京・坂本信博】中国政府による少数民族ウイグル族への抑圧政策が高まった 2014~18 年に、新疆ウイグル自治区の不妊手術が 18 倍に増え、計 10 万人の住民が手術を受けたことが政府の資料で分かった。中絶の件数は延べ 43 万人を超え、子宮内避妊具 (IUD) を装着した女性は 17 年時点で、32 万人に上った。中国政府が産児制限を緩和する中、自治区の不妊処置は不自然に増えており、非人道的な人口抑制策が実施されてきた疑いが強まった」と (上掲『西日本新聞』)。

われわれは坂本信博記者の指摘をどう受け止めるべきであろうか。ウイグル族の人口抑制に直結する如上の 32 万人にも及ぶ強制的な不妊措置は、紛れもなく「**集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約**」(「**ジェノサイド条約**」 Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide.) 第 2 条 (d) にいう「集団内において出生を防止することを意図する措置を課すること」に当たるのではないか。真実、これこそが国際刑事裁判所規定 6 条がいうジェノサイドの犯罪要素「出生阻止」に相当するといえよう。以下に、その背景をみよう。

まず、どうして中国でこのような事態が起きるのか。これを可能にしている中国に特殊な法律群をみよう。まず『中国憲法』は「婚姻の自由」を保障している。しかし同時に「計画出産を推進する」(同第 25 条)、「夫婦はともに計画出産を実行する義務を負う」(同第 49 条第 2 項)と定め、国民に「出産の自由」を認めていない。そればかりか『人口与計画生育法』では個々人の「出産の自由」を制限している。すなわち「計画出産の実行は避妊を主とする。国は…効果的に適切な避妊措置を選択できるような保証する」(同第 19 条)と定め、「出産適齢の夫婦は、自覚的に計画出産のための避妊処置を講じ、計画出産の技術指導とサービスを受けなければならない」(同第 20 条)と規制している。これらの法律に依拠してなされる国家主導の、避妊を主とする計画出産実行の一端が、まさにウイグル女性に対して処された「子宮内避妊具 (IUD) 装着」の強制であったことは疑いの余地はない。

くわえて『過激化除去条例』第9条は、刑事罰の対象となる「過激化」の主要な言論と行為を掲記し、その一つに「**計画出産政策の実施に故意に干渉し、妨害すること**」(第14号)とも規定している。この「故意に干渉」や「故意に妨害」という抽象的な文言ほど、「出産適齢期の夫婦」が「自覚的に計画出産」を行ったか否かを判断できる抽象的な犯罪構成要件は他にないであろう。もし「夫婦」の双方ないし片方において「計画出産の技術指導」に逆らう素振りが見られた場合、それは如上の「故意に干渉」ないし「故意に妨害」に該当し、犯罪を成立させるであろうことは明らかである。同時に『過激化除去条例』第9条第14号は、これに違反した者に対して、「情状が特に重いときは、7年以上の有期懲役に処し、罰金または財産の没収を併科する」(『刑法改正案(九)』第120条の4)と威嚇している。「子宮内避妊具(IUD)装着」の強制は、このような環境の下で行われたとみてよいであろう。こうしてみると「**生物学的ジェノサイド**」(biological genocide)⁽¹⁰⁾ではないかと指摘される、少数民族に対する避妊強要には、『過激化除去条例』が実効性をもって大きく作用していることが判然としよう。

2015年、中国は『人口与計画生育法』を改正して、所謂「一人っ子」政策を廃止し、「夫婦は三人の子供を出産することができる」と定めた。しかし同時に、敢えて「**少数民族地域に、計画出産を実施しなければならない**」とする条項(同法第18条)を挿入した。ここに絶対多数の漢民族(中国全民族の91%)には出産の自由が認められる反面、少数民族にはこれを許さないという歪んだ中華民族思想の一面がみられる。中国は「計画出産」を通じて、常に少数民族に対する生殺与奪の権を有しているといつてよい。55種ある少数民族のうち、どの民族に上記「計画生育法」第18条を適用し排斥するかは、まさに為政者の判断による。

Ⅲ. 『職業技能教育訓練センター』という名の『強制収容所』の実態 — 24 時間鎖に繋がれた収容者への『中国化』教育 —

『過激化除去条例』第 33 条は、職業技能教育訓練センター（原語：職業技能教育培訓中心）について、つぎのように規定する。「職業技能教育訓練センターなどの教育・転向機関は、国家の共通言語と文字、法律・法規および職業技能に関する教育訓練の工作を行い、過激化除去のための思想教育、心理療法、行動矯正を組織的に展開し、教育訓練を受ける者の思想の転化を促進し、社会への復帰、家庭への復帰を促進すべきである」と。しかし、今日、このセンターが、真実、「職業技能に関する工作」を行う「職業技能教育訓練センター」か否か、同化を目的にした「過激化を除去するための」「強制収容所」(Die Kronzeugin) に墮しているのではないか、その実態が問われる。

如上にみてきたように『過激化除去条例』第 9 条第 14 号の解釈と適用が為政者の恣意で濫用されている現状において、『過激化除去条例』第 33 条「職業技能教育訓練センター」を偽装した「強制収容所」の運用に数多の疑問が生ずるのも、また当然であろう。以下に、『重要証言 ウイグルの強制収容所を逃れて』(Sayragul Sauytbay, Alexandra Cavelius, DIE KRONZEUGIN. 5. Aufl. 2020 Zürich)⁽¹¹⁾ を基本資料に据えてその現況を素描する。この書物の著者、カザフ人、女医、S.サウトバイ (Sayragul Sautbay, 1976～) は、ある日突然、目隠しされて収容所へ強制連行され、収容者に中国語を教えるよう命じられた。本書第 6 章「収容所—地獄を生き延びる」(KAPITEL 6 Das Lager: Überleben in der Hölle.) は、体験した者でなければ知ることのできない証言が明らかにされている⁽¹²⁾。それは、少数民族への「同化」を図る悲惨な 24 時間の実態である。

結論を先に述べる事が許されるならば、ここに『過激化除去条例』にいう「職業技能教育訓練センター」とは、まぎれもなく過激化除去教育を徹底することを通じて収容者の思想転向、行動矯正を図る(『過激化

除去条例』第14条)、いわば中国への「同化」を強制する政治的洗脳施設にほかならない。この「同化」の手段がひろく「ジェノサイド」(genocide, Völkermord)ではないかと糾弾される、その実態とは、はたしてどのようなものか。

S.サウトバイの著書第6章では、収容者の鎖に繋がれた24時間が生々しく証言されている。本稿では大略して、前半に1.「鎖に繋がれた一日」(1)「生ける屍への授業」(2)共産党の「標語」、「党歌」の唱和と暗唱(3)神に祈った「私は犯罪者」(4)「罪状」を捏造する「拷問」について明らかにし、後半の2.で、「組織的な性虐待」——人は「最終試験」に耐えられるか、について素描する⁽¹³⁾。

1.「鎖に繋がれた一日」 先ずS.サウトバイが「収容所」へ連行された直後、サインを強要された。その書類には「ここで見聞したことは誰にも話してはならない。違反した者は死刑に処する」とあった。以下は、2017年11月から翌年3月までの間、強制収容所の教師として「同化」教育に従事させられた者の、死を恐れず記した「収容所」生活の実証言である。この「再教育収容所(Umerziehungslager)では、「行動準則」と教材「学習計画書」が渡された。「学習計画書」は「第一九回中国共産党全国代表大会決議案」の抜粋である。

(1) 早朝、午前7時から9時までは、いわゆる「生ける屍たちに対する授業」(Glückwünsche einer Schar Halbtoter lehren)である。S.サウトバイが「教場に入ったその瞬間、56人の生徒が手首、足首に巻かれた鎖を鳴らして立ち上がり、“準備完了しました”と叫んだ。」黒板の前に直立不動で立つS.サウトバイの両脇には、自動小銃をもった二人の警備員が立っていた。収容されていた生徒は「頭を剃られて、肌は死体のように白い。」「黒い目、切断された指、体のいたるところに出たアザ、墓場から蘇ったばかりの生ける屍の集団だった。」収容者は、学者、学生、実業家、農民などで、18歳から50歳の男性が全体の六割、残りは女性と年配の老人。最年長の老人は84歳の羊飼いだった。

生徒は「真っ直ぐ前を見ていなければならない。頭を下げてはいけな

い。」この規則に従わない者は「こいつはわざとやっている！ 規則に従うのを拒否している。国家権力に逆らおうとしているのだ。」(Der macht das mit Absicht! Er will sich nicht einordnen und Widerstand der Staatsmacht gegenüber leisten.) として、教場から引きずり出された。行き先は決まって拷問部屋だった。(独 S. 221~S. 223 ; 英 p. 181~p. 183 ; 日 206 頁~208 頁)

(2) ついで正午までは、看守が配ったダンボール箱を頭上に掲げ、そこに書き込まれている**党の標語を生徒全員で読み上げる**時間である。番号一番の収容者が大声でその言葉を読み上げると、全員がいっせいに「**中国人であることは私の誇りだ!**」(我為我是中国人而驕傲!)と、何度も繰り返す。つぎの者が与えられた箱を掲げ、「党が存在しなければ、新しい中国はない!」(没有共产党、就没有新中国!)と誰もが叫ぶ。さらに次の収容者が「**党こそすべてだ。習近平を除いて神はない。中国こそ世界最強であり、中国をおいてほかに全能な国はない。**」(党就是一切。习近平是神的标志。无所不能的中国為实力最強大的国家!) (Die Partei ist alles. Sie ist die stärkste Kraft der Welt. Es gibt keinen Gott außer Xi Jinping, kein anderes allmächtiges Land und keine andere übermächtige Kraft auf der Welt außer China.)と大声で読み、全員が唱和する。(独 S. 226~S. 227 ; 英 p. 185~p. 186 ; 日 210 頁~212 頁) こうした標語の唱和と暗唱は、収容者を「新しい人間」に作り変え、一人ひとりが心から党を信ずるまで洗脳する手法にほかならない。

午後2時から4時は「**党を称える歌**」(Ein Loblied auf die Partei) の合唱が課せられた。収容者全員が教場に集められ、国歌と党歌を斉唱するのである。「党歌」にいわく、「**党がなければ、この新しい子供たちはいなかった。党がこの新しい子供たちを作った。党はこの国のすべての人民に奉仕するためあらゆる努力をしている。党は全力でこの国を守ってきた**」(没有共产党、就没有新中国及華夏各族儿女。共产党辛勞為人民、共产党一心救中国。) 収容者は、中国語で板書された党歌を一言一句漏らさず書き留めなければならない。書いて、斉唱して、また書いて……と。

党歌は一日に一節ずつ、毎日この練習が繰返された。その翌日、収容者たちは、鎖でつながれたまま寝起きする監房や厨房に向かう途中で、声を張り上げて党歌を歌わなければならなかった。(独 S. 228～S. 229；英 p. 187～p. 188；日 213 頁～214 頁)

(3) 「わたくしは犯罪者だ！」(Ich bin ein Krimineller!) 午後 10 時までの 2 時間、収容者は「自分の罪を心から受け入れる」ために監房に押し込められる。それは、自分が犯した罪に徹底して向き合い、押し殺した声で、自己批判を何度も繰り返すためである。「自分は、イスラームの神に祈ったから犯罪者になったのだ。わたくしは神に祈ったから犯罪者になったのだ。わたくしは神に祈ったから…。(Ich bin ein Krimineller, weil ich gebetet habe. Ich bin ein Krimineller, weil ich gebetet habe. Ich bin ein Krimineller …)」

体をレンガの壁に向けて立ち、手を頭の上に掲げ、その手は壁から離すことはできない。その手首と足首は鎖で繋がれたままだ。この姿勢で 2 時間ものあいだ立ったままで、狭い監房の中でひしめきながら、全員が「神に祈ったから私は犯罪者だ——」と何十回と唱えつづけねばならない。(独 S. 232～S. 263；英 p. 191～p. 193；日 217 頁) これが拷問でなくて何であろうか。

(4) 「罪状」を捏造する「拷問」 いま、S.サウトバイが「拷問」(Folter)を受けた一場面を記そう。2018 年 1 月の寒い夜、新しい収容者集団が収容所に到着した。その中に羊飼いのカザフ人の老婆がいた。彼女は靴を履く間もなく連行されて来たので靴下のままである。84 歳だった。必死になって周囲を見回していた老婆は、突然、カザフ人である S.サウトバイを見つけ、両手を広げて駆け寄り、「お願いだから助けて！」と泣き叫んだ。その瞬間、S.サウトバイは思わず老婆の肩に腕をまわし、抱きしめてしまった。

S.サウトバイの示したこの反応が規則違反に問われ、直ちに「悪魔が棲む場所」(Wo die Bosheit wohnt)、すなわち拷問部屋に連行された。老婆との間に「共同謀議」(Die Verschwörung)の嫌疑がかけられたの

だ。有無なく電気椅子に座らされ、警棒で激しく殴られ、度重なる電気ショックで全身が痙攣し、意識が朦朧とするなかで、S.サウトバイは重い舌を無理に動かして、同じ言葉を何度も口にした。終に、笑いながら拷問する男らの言う通りに、「はい、私はあのおばあさんを以前から知っていました。電話をかけて親戚に知らせて欲しいと頼まれました」(Ja, ich kenne diese Frau von früher. Sie hat mich darum gebeten, einen Telefonanruf für sie zu machen, um ihren Angehörigen Bescheid zu geben)と自白した。(独 S. 251~S. 252. ; 英 p. 207~p. 210. ; 日 235 頁~238 頁)

「拷問」とは、「罪状をでっち上げることだ」(Ein Verbrechen erfinden)ということ、S.サウトバイほど知っている者は他にない。彼女は訴える。「収容所にとって我われの命は無造作に踏みつぶされる昆虫ほどの価値しかなかった。」(Unser Leben war für sie nicht mehr wert als das eines Käfers, den man achtlos am Boden zertrampelte.)「この超法規的な逮捕と組織的な拘束は、いまという時代においては、人類に対する最も大きな犯罪だ」と。(Diese außergerichtlichen Festnahmen und systematischen Internierungen sind eines der größten Verbrechen gegen die Menschlichkeit in unserer Zeit.) (独 S. 238, S. 257 ; 英 p. 196. p. 212 ; 日 223 頁、240 頁)

2. 「組織的な性虐待」——人は「最終試験」(Letzte Prüfung)に耐えられるか

S.サウトバイが「決して許すことができない」とする『最終試験』の証言を、独・英の原文と邦訳に則して、できるだけ忠実に素描しよう。

2018年1月末、突然百人ほどの収容者が大きな部屋に呼び集められた。すでに多くの職員が待機しており、園児用の椅子を数列円状に並べて座っていた。ほかの収容者も同様に、何のために集められたのか、S.サウトバイにはわからなかった。

黒いマスクと編み上げの長靴をはいた男が半円の真ん中に進みでる

と、一人の娘を前に呼び出し、衆人環視のもとで自己批判をさせた。彼女はほかの収容者のように髪の毛はそられていたが、年齢は20歳か21歳ぐらいのようだ。命令に従い、彼女は中国語で自己批判を始めた。「私は初級中学3年生のとき、祝日を祝おうと携帯電話でメールを送りました。それは宗教行事に関する行為であり、犯罪でもあります。もう二度としません」と。

ムスリムの日常生活では、祝祭日に挨拶を交わすのはごく普通のことである。それは、あたかもキリスト者がクリスマスに“Merry Christmas”と挨拶を交わすのとまったく変わりはない。収容所は、彼女の携帯の通話歴から、数年前に交わしたこの交信メールを発見し、それを突いたのである。

「横になれ！」とマスクをした男が彼女に命じた。周りで見ていた者たちも何ごとかと首を伸ばした。娘は目を開いて彼らを見つめ、それからためらいがちに命令に従った。

彼らの一人が彼女のズボンを一気に引き裂いた。それから自分のズボンのジッパーに手をかける。「キャー」と娘は悲鳴をあげ、おのきなから立ち上がろうとし、両手で男をはねのけていたが、次の瞬間、男は彼女を床に押し倒し、全身の体重をかけ彼女の身動きを奪った。彼女は狂ったように取り乱し、すさまじい悲鳴をあげながら、周囲の人間を見すえ、「助けて！ お願いだから助けて！」(“Helft mir! Bitte helft mir!”)と泣いて頼んだ。彼女に覆いかぶさった男は、やがて喘ぎ声と獣のような荒い息を漏らし始めた。

最初、周囲の人間は身動き一つしなかった。誰もがその場に氷ついていた。S.サウトバイは必死に視線をめぐらせ、助けを求め、逃げ道を探したが、どの扉も固く閉ざされている。あらゆる場所に警備員が立ち、警備員らはハンターのようにS.サウトバイたちの顔に目を凝らしている。何人かの収容者がその場に崩れ落ち、絞り出すような声をあげる。だが、その瞬間に彼らは取り押さえられ、鎖につながれたまま、部屋から引きずり出されていく。

なぜこの部屋に集められたのか。S.サウトバイは不意に覚った。「いま、われわれは試されているのだ！ 彼らは『病的な宗教的思考』から、私たちが『治った』かどうか、私たちが共産党に心から同調したかどうか、こうやって試しているのだ」と。(Da hatte ich verstanden, warum wir hier waren. Das war eine Prüfung! Sie wollten testen, ob sie uns von unseren 《kranken religiösen Gedanken》 geheilt und auf Parteilinie gebracht hatten.)

常軌を逸した拷問を目の当たりにしながら、無力な傍観者であることほど耐え難い状況はあるだろうか。しかし自分の心情を露わにした者は、収容所の職員のみからみれば、いまだ同胞に民族的かつ宗教的な感情を抱いていることを証明することになる。二人目の覆面の男が、痛みと恐怖で、前後に頭を打ち据えて床に横たわる傷ついた体に襲いかかった。

我慢できなくなった収容者の男性が、「なぜお前たちはこんなひどい拷問をするんだ？ お前たちには心がないのか？ お前たちにも娘はいるだろう？」(Warum foltert ihr uns so? Habt ihr denn kein Herz? Habt ihr keine eigenen Töchter?)と叫んだ。その瞬間に、警備員がとびかかり、男を部屋から引きずり出した。そうしている間にも、それでも三人目の男が血まみれの太ももに割ってのしかかっていった。娘は半狂乱になって助けを求めている。「助けて！ お願いだから助けて！」(“Bitte, helft mir! Helft mir doch!”)と。

しかし、誰も彼女を助けられなかった。そこには彼女を助けられる者はだれ一人いなかった。S.サウトバイはいう。「生きているかぎり、私はこのことだけは忘れない。決して許すことができない。」(Solange ich lebe, werde ich das nicht vergessen. Ich komme damit einfach nicht zurecht.) (独 S. 263~S. 266 ; 英 p. 217~p. 219 ; 日 246 頁~249 頁)

世の人びとは、果たして、この「最終試験」に耐えられるであろうか。筆者が、この恐ろしい光景の S.サウトバイ証言を、そのままここに記述してよいのであろうか。人間の尊厳がこれほど踏みにじられた現場を遠

回しに伝える言葉などないように思える。この「最終試験」は、『過激化除去条例』第33条に依拠して行われる、いわば収容者に施す「矯正の成果」を問うための正課にはかならない。抗う収容者に対して、間髪容れずに執られる警備員のハンターの如き立ち振る舞いから、この拷問が定例化して実施されていることが客観視できる。この「最終試験」を公然と実施させている中国の、神仏をも恐れぬ歪んだ同化施策に、我われはどう向き合うべきであろうか。強制収容所という限られた空間とはいえ、ひろく大衆の前で上官が部下に被収容者の女性に性的虐待を命じる法制度、またそれに盲従する複数の部下の義務感覚、虐待に抗議した収容者への惨い取り扱いなどは、所謂「過激化除去」の範疇をはるかに逸脱した、人間として恥ずべき歪な同化政策と言えまいか。中国憲法にいう「人民民主主義独裁の社会主義国家」の実際、非人道的な法と道徳を問う。

S.サウトバイの証言は如上では尽きない。つぎに掲げる5点にわたる忌まわしい事実の指摘は、中国辺境の地でなされる少数民族に対する虐待の極みといえまいか。すなわち、

①警備員や看守など職員による、被収容者とくに若い女性に対する性的虐待・レイプ (Vergewaltigung) が日常化している事実⁽¹⁴⁾、

②少数民族を抹殺する「収容者に対して謎の薬物投与 (Verabreichung mysteriöser Medizin)」がなされている事実⁽¹⁵⁾、

③健康な収容者の身体を、本人の同意なしに「臓器摘出 (Organentnahme) の対象として処理」している事実⁽¹⁶⁾、

④「収容所で死亡した者は、なんの痕跡も残さず処分しなければならない」規則の下で、「死者を消し去る」(Tote verschwinden lassen) 事実⁽¹⁷⁾、

⑤収容者がたとえ解放されたとしても、有無なく「有刺鉄線で囲まれた工場等へと連行され、奴隷的な労働 (Zwangsarbeit von Sklaven) を強いられている」事実などである⁽¹⁸⁾。

これらの事実は「人道に関する犯罪」に関わって、極めて重大で許さ

れるものではない。事実の検証が鋭意なされなければならない。

以上に取り上げた『過激化除去条例』の解釈と適用からすれば、この国の法律がいかに「制定法の不法」(gesetzliches Unrecht)であるか、誰の目にも明らかである。「不法」(Unrecht)とは、この『過激化除去条例』の制定が、国家の安定性を図ること(Rechtssicherheit)にのみ偏重し、『中国憲法』「序」にいう「多民族国家」の観念と、同法第4条「民族間の平等」、すなわち「平等」(Gleichheit)の実現におよそ配慮を欠いていることをいう。思うに、「多民族国家」が「多言語国家」であるべきことを忘れ、唯一中国語のみを掲げて「言語帝国主義」に陥ってはなるまい⁽¹⁹⁾。上にみた強制収容所において「中国人であることは私の誇りだ!」と中国語で暗唱させ、「神に祈ったから、私は犯罪者だ!」などと収容者を虐待する実態が、民族に固有な言語や信仰の自由を否定する「文化的ジェノサイド」(cultural genocide)⁽²⁰⁾とされる所以である。

要するに、中国が『過激化除去条例』第3条が「過激化」、「過激主義」という政治的概念を掲げて、「多民族国家」構成員の本質的平等、すなわち多様な民族がもつ言語権や信仰の自由などを否定している現実は、「制定法の不法」以外のなものでもなく、到底許されるものではない。まして「党国体制」がそれを押し進めているとすれば⁽²¹⁾、なおさらである。党の「政治的判断」によって、あらゆる「民族」がもつ人類に普遍的な「平等」の観念を、容易に覆すことができるからである。併せて、それを黙過し、あるいは推奨している漢民族の「大漢民族主義」をも見逃してはならないだろう。以上を顧みて、中国の『過激化除去条例』は、その立法の最初から意識的に少数民族の平等を否認する悪法にほかならない。それは、正に「法の本質」を欠いているものといえよう。

ドイツの法哲学者ラートブルフ(G. Radbruch, 1878~1949)は、残酷な民族差別を公然と許したナチスの不法な制定法を批判して、つぎのように述べた。

「正義の追及がいささかもなされない場合、正義の核心をなす平等が、

現実に法律を制定する際に、意識的に否認されたような場合には、そうした法律は、おそらく単に“悪法” (unrichtiges Recht) であるに止まらず、むしろ法がもつ本質をまったく欠いている」と。“Wo Gerechtigkeit nicht einmal erstrebt wird, wo die Gleichheit, die den Kern der Gerechtigkeit ausmacht, bei der Setzung positiven Rechts bewußt verleugnet wurde, da ist das Gesetz nicht etwa nur “unrichtiges Recht”, vielmehr entbehrt es überhaupt der Rechtsnatur.”⁽²²⁾

IV. 「ジェノサイド条約」と日本の現在

如上の「強制収容所」の実態は、国連が指摘するいわゆる「ジェノサイド条約」 (Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, 1951.) に該当し、処罰されるべき違法な行為であることは、火を見るより明らかであろう。

国連の「人種差別撤廃委員会」 (Committee on the Elimination of Racial Discrimination) は、2018年8月、中国がテロリズムと宗教的過激主義を阻止するとの口実の下に、新疆ウイグル自治区でのウイグル族及び多数のイスラーム少数民族が長期間収容され、「再教育キャンプ」に抑留されていること、その数は数万人から百万人にのぼることを指摘した。そして、超法規的な抑留施設で適法な刑事犯罪の起訴や裁判、宣告なしに個人の抑留を停止すること、直ちにこの状況下で抑留されている人びとを解放するよう勧告した (中国の第14-17回定期報告書審査に対する総括所見)⁽²³⁾。さらに2021年6月、国際人権団体アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) も「われわれは戦時における敵のごとき—中国による新疆におけるイスラーム教徒の大規模な抑留、拷問および迫害」と題する報告を公表して、2017年以降、推定で百万人のウイグル族やカザフ族などイスラーム教徒を裁判なしに恣意的に抑留し、収容施設で政治的洗脳や強制的同化を行っており、彼らを速やかに解放するよう主張した⁽²⁴⁾。アムネスティの指摘は、まさにS.サウトバイ

の証言と一致するものである。

だが、これに対して中国は「国内管轄事項不干渉の原則」(国連規約第2条第7項)を盾に、如上の「勧告」を拒否している。そして「ジェノサイドや強制労働、組織的強姦や拷問は世紀の大嘘だ」と反論し、国際人権 NGO が求める国連による現地調査を拒み続けている。そればかりか中国は欧米に対抗すべく、アメリカの「マグニツキー法」(Magnitsky Act, 2012)を模倣して「反外国制裁法」を制定した(2021.6.10)。同法第3条は「外国が国際法及び国際関係の基本的な規範に違反し、さまざまな口実もしくはその国の法律に基づき、中国に対して抑止・抑圧をし、中国公民及び組織に差別的な制限措置を講じ、中国の内政に干渉する場合」は、中国は、そうした差別的な措置に関わった個人や組織に対し、入国拒否や中国国内での資産凍結などの対抗措置をとる権利を有する」と定め、法律を以て身を固めている⁽²⁵⁾。中国は「ジェノサイド条約」の締結国ではあるが、ジェノサイドを対象犯罪とする「国際刑事裁判所 (ICC) 規定」の締結国ではない。従ってこれに拘束されない。このことが、常任理事国たる中国の傲慢さを際立たせたものになっている。中国の『過激化除去条例』や『反外国制裁法』などは、国際社会に背を向けた構造的な暴力以外のなにものでもない。われわれは国連の機能不全が、いまや破綻の淵にあることを認めざるをえない。

ところで日本は、現在 152 カ国の国々が締約している「ジェノサイド条約」に加入していない。この間、日本は、ICC 規定の締約国 (2007.7) として応分の国際的役割を果たしてきたとするが、必ずしも十分とはいえない。日本はなぜ加入できないのか。それは「ジェノサイド条約」第3条が処罰行為と定めた「集団殺害の共謀」及び「集団殺害の直接かつ公然の扇動」((b)号・(c)号)と日本刑法との間に齟齬があり、刑法改正なしには加入できないからである。日本刑法では教唆犯とは「人を教唆して犯罪を実行させた者」(刑法第61条)をいい、実行行為を伴う必要がある。単なる「扇動」では処罰の対象にならない。また、実行行為を伴わない共同謀議それ自体を処罰する刑法規定も限られている⁽²⁶⁾。

この間、日本の国会では「人権外交を超党派で考える議員連盟」が設立され(2021・4)、国に対して「ジェノサイド条約」への加入を積極的に働きかけた経緯がある。「ジェノサイド条約」は、ジェノサイドを「国際法上の犯罪」とし、締約国は「これを防止し処罰することを約束する」(第1条)条約である。刑法等国内法規との係わりを理由に、未だ加入に緩慢な態度をとっている日本は、「ジェノサイドを防止し処罰することを約束する」という国際的な法感覚と、それを実現しようという決意が欠如しており、およそ“人権国家”を標榜することはできないのではないか。2022年1月29日になされた国会の対中人権決議も、中国の人権侵害の核心に対してなんら触れることなく「深刻な懸念」を示したに過ぎない。

結 「居上不寛」を問う

「強制収容所」で苦しんでいる少数民族に対して、これを救済する国際法上の手段には、一定の限界があることが明らかになった。「ジェノサイド条約」の定める犯罪行為が、「ジェノサイド条約」締約国たる当の中国によって平然と行われている現実、果たして看過されてよいものか。いまや、人間を貴ぶという普遍的な価値観を侮蔑する特殊中国的国家主義を、世界の人びと誰もが黙過できないでいる。では、どのような手立てを以て挑戦すれば、この「人道に対する犯罪」を阻止できるか。法科学のみならず、すべての科学的思考を尽して問い、国際社会における「人間の尊厳」の獲得に向けて、中国と地道な対話を継続しなければなるまい。あらゆる対話の機会を駆使して、説得するしかない。それには、先ず「居上不寛」という不寛容な法治に対して批判を行い⁽²⁷⁾、現下の為政者が国権を握って鎮座し、とくに少数民族の自由や平等を虐げている「党国体制」の不寛容と正面から対決することであろう。ついで人口十四億人のなかで、圧倒的多数を占めている漢族に対しても、「大漢民族主義」を捨て、少数民族に対して「寛容」であるべきことを訴えよう⁽²⁸⁾。

われわれは戦後、アウシュビッツの蛮行を「過去形」で知らされた。だが『重要証人』S.サウトバイが「証言」しているのは「現在進行形」である。戦後75年のいま、「現在進行形」で犯されている「国家的犯罪」に、われわれは日々いかなる態度で臨むべきであろうか。J.J.リュブリナ (Jean-Jacques Lubrina) はいう。哲学教師ジャンケレヴィチ (V. Jankélévitch) は、社会秩序に潜む構造的な暴力や不正、侮辱を前にして、無関心と黙認とでいわば惰性的に「共犯」している人びとを諷めた。自由に恵まれない人々に自由を、迫害されている人々に尊厳を！と⁽²⁹⁾。

註

- (1) 王欣「反極端主義視角下的中外去極端化比較研究」『中国人民公安大学学报』(社会学)2018年第3期57頁；本訳稿『札幌学院法学』第39巻第1号(2022)35頁。
- (2) 王欣前掲論文57頁(本訳稿36頁)。
- (3) 王欣前掲論文51頁(本訳稿17頁)。
- (4) 王欣前掲論文54頁(本訳稿24頁)。
- (5) 王欣前掲論文56頁(本訳稿31頁)。
- (6) 王欣前掲論文58頁(本訳稿36頁)。
- (7) 「過激化の主要な言行」を注釈した論文に、顧華詳「論去極端化法治措置—兼解説『新疆維吾爾自治区去極端化条例』(2018)がある。鈴木敬夫訳『過激化除去の法治措置について—『新疆ウイグル自治区過激化除去条例』の解説を兼ねて』『専修総合科学研究』第27号(2021)、とくに「過激化言行」の注釈について109頁～114頁に詳しい。
- (8) 東トルキスタン共和国の樹立とウイグル族自治権についての研究所として、王柯著『東トルキスタン共和国研究—中国のイスラームと民族問題』(東京大学出版会、1995)が代表的な導入書である。；新永康「新疆ウイグルと中国政治」『アジア研究』Vol.49, No.1, January 2003, p.38；ウイグル族の民族自治権について、鈴木敬夫「『中国化』としての法治—中国の政治司法と『新疆ウイグル自治区過激化除去条例』批判」『札幌学院法学』第37巻第1号(2020)246頁以下。
- (9) Human Rights Watch and Mills Legal Clinic Stanford Law School, “Break Their Lineage, Break Their Roots” China’s Crimes against Humanity Targeting Uyghurs and Other Trukic Muulims, pp. 44–48.；坂元茂樹「中国の人権問題と日本の対応 ジェノサイドの主張に対する協力義務」『国際問題』

No.704 (2021.12) 28 頁に依る。

- (10) 「生物学的ジェノサイド」とは、「ジェノサイド条約」が国連総会第三回総会・第六委員会草案を採択 (1948.12.9) した際の国連事務局草案で定義され、主に「出生を防止する方法でのジェノサイド」を意味する。そこでは「優生保護の目的からではなく、将来における集団の絶滅を目的とした強制流産、外科的手術や薬物投与などの方法による生殖機能の破壊、男女の強制隔離、結婚の妨害、その他出生を妨げるような諸行為はすべて禁止される、とされた。柴田正男「ジェノサイドの法的性格」『国学院大学大学院紀要』第9号 (1977) 323 頁；前田朗著『ジェノサイド論』(青木書店、2002) 87 頁～90 頁。
- (11) この書は最初ドイツ語で出版された。2021 年には英語版が、“The CHIEF WITNESS” translated by Caroline Waight として UK、USA、Australia から刊行されている。同時期に日本でも、英語版に依拠した秋山勝氏によるすぐれた翻訳書、『重要証人 — ウイグルの強制収容所を逃れて』(草思社、2021) が出ている (以下に、『重要証人』と略記する)。筆者はその多くを引用している。引用に際しては、表記内容を照合するために、ドイツ語版は独 S.一；英語版は英 p.一；日本語版は日一頁、と記した。
- (12) Sayragul Sauytbay, Alexandra Cavellius, Die Kronzeugin, 5. Aufl., 2020 Zürich, S. 209～S. 267, Kapitel 6. Das Lager: Überleben in der Hölle; The Chief Witness p. 171～p. 219；『重要証人』前掲 195 頁～250 頁。
- (13) 以下に挿入されるドイツ語文は、S.サウトバイのカザフ語、ウイグル語、中国語による証言を、最初にドイツ語へ置きかえた共著者 A.カヴェーリウス (Alexandra Cavellius) の極めて高い筆力を映すためであり、また中国語文は収容されている者にとっては、それが異民族の言葉であることを強調したいがためである。
- (14) Sauytbay, Die Kronzeugin, a.a.O., S. 256；The Chief Witness, p. 261；『重要証人』前掲 244 頁。
- (15) Sauytbay, Die Kronzeugin, a.a.O., S. 259；The Chief Witness, p. 219；『重要証人』前掲 241 頁。
- (16) Sauytbay, Die Kronzeugin, a.a.O., S. 235；The Chief Witness, p. 193；『重要証人』前掲 219 頁
- (17) Sauytbay, Die Kronzeugin, a.a.O., S. 244；The Chief Witness, p. 201；『重要証人』前掲 299 頁。
- (18) Sauytbay, Die Kronzeugin, a.a.O., S. 235；The Chief Witness, p. 193；『重要証人』前掲 220 頁。
- (19) 糟谷啓介「言語帝国主義の射程」、同篇『言語帝国主義とは何か』(藤原書店、2002) 375 頁。こうしてみると、中国の「標準語」の強要は「言語的ジェノサイド」(linguistic geno-cide) への兆しではあるまいか。Fernand de

Varennes, "Language Rights as an Integral Part of Human rights", MOST Journal on Multicultural Societies, Vol. 3, No. 1 (2000); 榎澤幸広「言語、ジェノサイド、憲法 (1)」『専修法研論集』第 34 号 (2004) 119 頁。

(20) 「文化的ジェノサイド」は、ジェノサイド条約に示された犯罪要素として、概して「肉体的ジェノサイド」(physical genocide) と「生物学的ジェノサイド」以外のジェノサイドを指している。榎澤幸広論文に依れば、草案第 3 条にいう「文化的ジェノサイド」は、「集団の構成員の、民族的起源若しくは人種起源、宗教的信条を理由に、国民的、人種的、若しくは宗教的集団の言語、宗教、若しくは文化を破壊する意図をもってなされた重大な行為をも意味する」と解される。(U.N.Doc.E/AC.25/SR.1 to 28 (1948)) 榎澤幸広「ジェノサイド条約 2 条と文化的ジェノサイド」『筑波学院大学紀要』第 1 集 (2006) 72 頁。この犯罪要素の解釈は時代と共に推移するとしても、「宗教的信条」を理由にしたウイグル族に対する抑圧の態様は、「文化的ジェノサイド」の「重大な行為を意味する」であろう。またモンゴル人研究者ウラディン・ボラク (Uradyn Bulag) は「民族区域自治政策でもって同化=文化的ジェノサイドが進められている」と、中国の「同化」政策それ自体が「文化的ジェノサイド」であると指摘する。この観点は榎澤論文と照合できる。楊海英「西部大開発と文化的ジェノサイド」『中国 21』Vol.34 (2011) 131 頁。

(21) 「党は超法規的存在であり、党国体制は法外的制度として存在した」とは、鈴木賢教授の見解である。鈴木賢「中国共産党と法」、高見澤磨・鈴木賢編『要説中国法』(東京大学出版会、2018) 26 頁~27 頁; 詳しくは、鈴木敬夫「『中国化』としての法治…中国の政治司法と『新疆ウイグル自治区過激化除去条例』批判」前掲 217 頁以下。

(22) Radbruch, Gesetzliches Unrecht und übergesetzliches Recht 1946, GRGA III S. 89; ラートブルフ著作集 4. 二六四頁 (小林直樹訳); 鈴木敬夫著『法哲学の基礎 — ラートブルフの法哲学』(成文堂、2001) 119 頁; 鈴木敬夫「法哲学上の相対主義 — 関於頼徳布魯赫価値哲学的基本立場」『法学訳叢』(中国社会科学院法学研究所) 1991 年第 1 期 6 頁~11 頁、46 頁に詳しい。

(23) Concluding observations on the combined fourteenth to seventeenth periodic reports of China (including Hong Kong, China and Macao, China), CERD/C/CHN/CO/14-17, pp. 7-8, paras. 40-41; 坂本茂樹「中国の人権問題と日本の対応 ジェノサイドの主張に対する協力義務」『国際問題』第 704 号 (2021・12) 27 頁に依拠。

(24) Amnesty International Report 2020/21, pp. 120-121. ここに指摘された人権侵害は、在日ウイグル人有識者会議による『中国のウイグル人への弾圧状況についてのレポート』(日本ウイグル協会、2018.9.8) と符合する。

(25) https://www.jetro.go.jp/view_interface.php?blockId=31996916 (閲覧 :

2021.9.16)

- (26) 坂本茂樹論文前掲 22 頁以下、とくに 23 頁。
- (27) 「居上不寛、爲禮不敬、臨喪不哀、吾何以觀之哉」(『論語』八佾第三)。これは支配者たちの多くが上に居ながら、民に対して寛容と仁和を施さないような場合には、その不寛容を問い、仁政寛和を要求すべきとする儒学抵抗の思想である。杜鋼建『寛容の思想と思想的寛容——儒家思想と寛容主義』『湘江法律評論』(19996 年第 1 卷) 69 頁；杜鋼建『『論語』四道と新仁四主義』、同著『新仁学——儒学思想と人権憲政』(京獅企画、2000) 52 頁；この拙訳が鈴木敬夫編訳『中国の人権論と相対主義』(成文堂、1997) 112 頁以下；なお「価値寛容主義の仁学的展開」として、拙著『法哲学の基礎——ラートブルフの法哲学』前掲 149 頁以下。
- (28) 「民族の多元一体化」を掲げる習近平「中華民族共同体意識」(2014) は、全体として漢民族主体の中華民族共同体論であって、本稿が指摘する「過激化除去条例」が適用され新疆ウイグル自治区に蔓延している「法意識」とは大きく懸け離れている。閻麗娟・李智勇「“中華民族共同体意識”的理論端源探分析」『廣西民族研究』2018 年第 4 期 9 頁、15 頁；鈴木敬夫『『中国化』としての法治——中国の政治司法と『新疆ウイグル自治区過激化除去条例』批判』前掲、とくに 269 頁。
- (29) Vladimir Jankélévich de Jean-Jancqes Lubrina, 1999, p. 68；ジャン＝ジャック・リュブリナ著『哲学教師ジャンケレヴィッチ』原章二訳(青弓社、2009) 59 頁。